

平成 26 年 3 月 7 日

第 1 回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 平成26年3月7日(金) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 志村 忠昭 | 2番 | 塩野 拓二 |
| 3番 | 金井 浩三 | 4番 | 村井 保夫 |
| 5番 | 隅岡 美子 | 6番 | 村岡 清邦 |
| 7番 | 小川 保 | 8番 | 古川 幸義 |
| 9番 | 村井 勉 | 10番 | 尾崎 忠義 |
| 11番 | 渡邊美喜子 | 12番 | 庄野 克宏 |
| 13番 | 門 瀧雄 | 14番 | 佐々木 勇 |

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

| | |
|---------|-------|
| 町 長 | 丸尾 幸雄 |
| 副 町 長 | 亀井 孝行 |
| 教 育 長 | 田尾 勝 |
| 会計管理者 | 松下 義夫 |
| 町長公室長 | 高嶋 好弘 |
| 総務課長 | 石原 光弘 |
| 政策企画課長 | 岡部 登 |
| 税務課長 | 中川 隆弘 |
| 住民課長 | 神原 宏一 |
| 福祉保健課長 | 山下 俊和 |
| 福祉保健課主幹 | 氏家 幸子 |
| 環境課長 | 中野 弘之 |
| 建設課長 | 島田 和博 |
| 産業課長 | 岡 敦憲 |
| 消防長 | 前原 成俊 |
| 上下水道課長 | 河田 数明 |
| 教育課長 | 矢野 修司 |

1、議会事務局職員

| | |
|------|-------|
| 事務局長 | 宮武 孝利 |
| 書 記 | 宮本 和季 |

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前 09 時 00 分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位には、ご多忙のところ、ご参集を頂きまして誠にありがとうございます。

ただ今より、平成 26 年第 1 回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。町長、よろしくお願ひします。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

今日はいいお天気ですけども、北海道とか東北の方ではずいぶんと豪雪に見舞われて、またたいへん寒くなっているようなことをマスコミなんかで聞いたり見たりしておりますけども、ちょうどこの時期、昨日ですね、観光協会の役員会がありました。もうその議題がさくらまつり、凧揚げ大会なんですけども、もうそういう季節になっているんだなという季節の移り変わりを感じているところではありますけども、そういった中で今日は 3 月議会、全議員の皆様方のご出席のもとで開催させていただいておりますので、ありがとうございます。この 3 月議会、主な議案は、平成 26 年度の事業、施策、そして予算に関することがございます。皆様方の慎重な、かつ忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、3 月議会、有意義な議会となりますことを期待を申し上げて、開会に際してのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は 14 名であります。

よって、地方自治法第 113 条の規定により、第 1 回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第 1 回多度津町議会定例会を開会致します。

本日の議事日程は、配付の通りです。

なお、工事請負変更契約の締結についての 1 議案が、追加提出されておりますので、ご報告いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 125 条の規定により、4 番 村井保夫君、12 番 庄野克宏君を指名致します。

日程第 2 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

議会運営委員会委員長（門 瀧雄）

会期につきましては、本日より3月20日までとし、内容につきましては議長の方からよろしくお願い致します。

議長（志村 忠昭）

ただ今、議会運営委員長発言の通り本定例会の会期は、本日より3月20日木曜日までの14日間とし、日程については、7日本日金曜日提案説明、8日土曜日休会、9日日曜日休会、10日休会、11日火曜日一般質問、12日水曜日総務教育常任委員会、13日休会、14日金曜日休会、中学校の卒業式となっておりますので休会、15日土曜日休会、16日日曜日休会、17日月曜日休会、小学校の卒業式になっております。18日火曜日予備日、19日水曜日休会、20日木曜日議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より3月20日までの14日間とし、先に言いました日程によることに決定を致します。

日程第3 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。本日までに受理した請願は2件で、お手元に配付いたしました請願文書表のとおりでございます。これを会期中の総務教育常任委員会に付託いたしたいので、報告します。

次に、監査委員より、現金出納検査執行状況報告、及び平成25年度定期監査結果報告を受けております。報告は印刷配付をしておりますので、朗読は省略致します。

次に、去る2月6日に開催されました、第65回全国町村議会議長会定期総会におきまして、門瀧雄君、庄野克宏君の2名に、15年在籍の自治功労者として全国町村議会議長会より表彰をされました。

ここにご報告を申し上げるとともに、ただいまから表彰の伝達を行いたいと思っております。

門 瀧雄君、庄野 克宏君、前のほうへお進みください。

表 彰 状

香川県多度津町 門 瀧雄殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり

地域の振興発展に寄与せられた

その功績はまことに顕著であります

よってここにこれを表彰します

平成26年2月6日

全国町村議会議長会 会長 蓬 清二
(拍手)

表彰状

香川県多度津町 庄野 克宏殿
あなたは町村議会議員として多年にわたり
地域の振興発展に寄与せられた
その功績はまことに顕著であります
よってここにこれを表彰します

平成 26 年 2 月 6 日

全国町村議会議長会 会長 蓬 清二
(拍手)

議長 (志村 忠昭)

続きまして、委員長報告を行います。

2月17日に開催されました、行財政改革特別委員会の委員長報告を求めます。
行財政改革特別委員会委員長 小川 保君。

行財政改革特別委員会委員長 (小川 保)

おはようございます。

平成 26 年 2 月 17 日に開催した行財政改革特別委員会の結果を次の通り報告いたします。

審議事項 1. 行政改革実施計画 (案)《集中改革プラン》および行政改革実施計画進捗状況 (平成 21 年度～平成 25 年度) について、2. 多度津町行政改革大綱 (案) について、3. 行政改革実施計画 (案) (平成 26 年度) について。

審議結果、執行部より、1. 行政改革実施計画 (案)《集中改革プラン》および行政改革実施計画進捗状況 (平成 21 年度～平成 25 年度) について、2. 多度津町行政改革大綱 (案) について、3. 行政改革実施計画 (案) (平成 26 年度) についての説明があり、これに対して委員、傍聴議員より、

一つ、補助金の見直しを毎年行っているようだが、実施項目だけでなく全体的に見直しをしているのか。

一つ、毎年補助金を出している事業について精査をしているのか。

一つ、民間団体への貸付地の中で、使用していないところはないのか。

一つ、以前、第二駐車場の駐車料金を徴収してはどうかという意見があったが、町として第二駐車場を利用する職員から徴収する考えはあるのか。

一つ、住民サービスの低下、住民サービスを的確に把握するという文言があるが、実際、住民サービスのニーズはどのようなものがあり、どのように対応したのか。

- 一つ、行政組織機構の見直しにおいて課を増やすことは行革に逆行すると思うが、どう考えているのか。
- 一つ、し尿収集運搬業務の民間委託について具体的な取組内容と効果を記載する必要があるのではないか。
- 一つ、要援護者情報の共有化の状況はどうなっているのか。
- 一つ、高齢化率の増加により、医療費の増加等のいろいろな問題が想定される。それらの問題も対策項目に加えてもいいのではないか。
- 一つ、自治会組織の充実に取り組むことが自主防災組織の育成や空き家対策になると思うが、具体的な対策はどう考えているのか。
- 一つ、空き家対策への取組として、高齢化による空き家の増加を食い止める対策をする必要があるのではないか。
- 一つ、電子決済の推進において、今までに取組をしてきたことがあるのか。
- 一つ、給食業務の民間委託はどうなっているのか。
- 一つ、まちづくり委員会の委員は何名ほど予定しているのか。
- 一つ、観光協会の独立に向けてどのようになっているのか。
- 一つ、過去の職員提案制度の実績はどうなっているのか。また、実績に基づいて26年度はどのように取組んでいくのか。
- 一つ、定住自立圏構想の推進について目立った実績が上げられていないと記載があるが、今までにどういった取組をしてきたのか。
- 一つ、ふるさと納税の現状と他の財源確保の方法をお示してください。
- その他多くの意見、要望があり、それに対して執行部より、
- 一つ、補助金については予算査定段階で外郭団体の剰余資金に対しても注意して精査していると聞いている。
- 一つ、新年度の予算査定の中で、毎年補助金を出しているところについては決算書において繰越金が増加していないことを確認している。内容精査については各課において実施内容を確認してもらっている。
- 一つ、民間団体への貸付地の中で、使用していないところは現在ない。
- 一つ、第二駐車場を利用する職員から駐車料金を徴収することには、諸問題があると考えており、引き続き検討していかなければならないと思っている。
- 一つ、対話集会や町政報告会でのニーズはそれぞれの課、業務において出てきており、全課に渡っている。
- 一つ、行革を行っていく上で、責任分担が必要になってくるので、重要な施策については課内で検討していくことになる。
- 一つ、し尿収集運搬業務の民間委託の費用対効果について精査し記載するようになりたい。
- 一つ、要援護者台帳のシステムはつくってあり、データも入力されているが、

今後どう活用して行くかを関係課とも検討しているところである。

一つ、高齢化率の増加により医療費の増加の課題等は総合計画の中で触れようというふうに考えている。

一つ、新しい世帯が新たに自治会に加入することが地域的に難しい場合には新しい自治会を設立してもらおうようにしているが、今後の検討課題である。

一つ、高齢化による空き家の増加の問題は本町だけでなく、全国的な問題なので、根気よく国や県に働きかけ、取組んでいきたい。

一つ、電子決済は職員の休暇申請については行っているが、一般決済については今後の課題としている。

一つ、給食業務の民間委託について1市2町で会議を開いているが、具体的な決定がなく進展がない状況である。

一つ、まちづくり委員会の名称や座談会での意見の吸い上げ方法も含めて検討しているので具体的に決まり次第報告する。

一つ、観光行政を担うために観光協会の独立に向けて取組んでおり、できれば26年度中に独立させたいと考えている。

一つ、職員提案制度の実績として、今までに実績がなかったが、昨年、職員提案グランプリを行い、11件の提案があったので今後も継続していきたい。

一つ、定住自立圏構想の取組として、ビジョンを毎年見直しする中で、徐々に結果が出ると考えている。

一つ、ふるさと納税については平成24年に6件で54万円、平成25年度は14件で139万8,000円である。他の財源確保についてはホームページのバナー広告を活用する方法で検討している。

以上のような答弁があり、1. 行政改革実施計画（案）《集中改革プラン》および行政改革実施計画進捗状況（平成21年度～平成25年度）について、2. 多度津町行政改革大綱（案）について、3. 行政改革実施計画（案）（平成26年度）についてを本委員会として了承しました。

またその他として執行部より、2件の報告がありました。

以上でございます。ご清聴感謝申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これより、ただいまの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

行財政改革特別委員会委員長報告について、これを了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告は了承することに決定いたしました。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでに印刷配付をしておりますので、朗読は省略致します。

日程第4 平成26年度施政方針についてであります。

町長の発言を求めます。

町長（丸尾 幸雄）

おはようございます。

本日、平成26年第1回多度津町議会定例会の開会にあたり、新しい年度に臨む所信の一端を述べますとともに、諸施策並びに平成26年度予算の概要についてご説明し、議員各位をはじめ町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成23年3月3日に、私が町長に就任させていただいてから早くも3年が経過し、いよいよその最終年度を迎える本3月定例会は、今まで以上に重要なものと考えております。毎年のように大きく変化する社会の中で、困難が山積するこの厳しい時代を、議会の皆様や町民の皆様のご理解やご支援をいただきながら歩むこととなり、改めて初心を忘れず、自らの情熱と決意、そして大きな責任をひしひしと感じているところです。

わずか3年とはいえ、その間、様々な出来事や課題がありました。

その一つが、就任直後に発生した東日本大震災です。巨大な津波が町を飲み込み、田園地帯を逆流していく様。暗闇の中、恐ろしいほど広い範囲で火災が発生し、町全体が炎に包まれたかのような映像。ニュースで流された数々のそうした映像は、最初は現実のものとは思えないほどでした。阪神淡路大震災を始め、多くの災害の映像がテレビに映されてきましたが、この震災はひときわ衝撃的でした。それまでも「災害に強いまちづくり」は重点施策に挙げられてはいましたが、それ以来、まさに重点施策の中でも中心的なものであり続けています。

また、財政運営につきましては、一時期の危機的状況は脱したとはいえ、私が議員であった時代の、財政調整基金が底をつきかけた、あの不安感は忘れようがありません。住民サービスの向上を図りつつも、財政の健全化を推し進めるという二律背反の中、基金残高もある程度確保して、新たな事業、施策に備える必要があります。

この3年の間に、政権は民主党から自民党・公明党の連立政権に替わり、安倍

総理が打ち出したアベノミクス効果で経済は明るさを取り戻してきているように見えます。しかし、地方の末端までそれはまだ行き渡っていないのが現状ではないでしょうか。国においては税収の伸びを見込んだうえで積極的な予算組をしているようですが、個人消費が真に回復して、政府のいう「好循環」が実現するかどうか、その真価が問われる年になると考えます。そうした動きを注視しつつ、多度津町の財政の健全化を推し進め、同時に政府の打ち出す補助金・交付金や有利な起債等を活用して、住民サービスの向上につなげるよう工夫を重ね、限られた財源の中、町民の皆様が生き生きと明るく元気に暮らせるまちづくりを目指して、町政運営に当たってまいり所存であります。

そしてまた、少子高齢化が進行する中、多度津町の人口も微減へと変化しつつあります。多度津町はいにしえより、金毘羅参りの玄関として、また城下町として栄え、四国最初の鉄道の起点となり、交通の要衝としての役割を担ってきました。明治23年より町制を施行した歴史と伝統のある、ふるさとです。多度津町を活性化するため、営々と築き上げてきた歴史と伝統そして特産物等多度津町の財産を掘り起し、新たな要素も加えつつ多度津町の活性化を図り、元気なまちづくりを目指します。

そもそも、まちづくりは住民と行政の共同作業であり、そのためには町民の皆様の積極的な参加と協力が不可欠です。これからも町民の皆様と対話を重ね、住民参画・住民協働によるまちづくりに向け、職員ともども一丸となり、重要課題の解決にまい進していくべく、決意を新たにしているところです。

今後ともいっそうのご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、政府は、平成26年度の我が国経済について、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減に留意が必要であるが、「好循環実現のための経済対策」など、持続的な経済成長につなげていくための「日本再興戦略」に沿った施策を推進しています。年度を通してみれば前年度に続き堅調な内需に支えられた景気回復が見込まれ、好循環が徐々に実現していくと考えています。物価については、前年度より上昇率が高まり、消費者物価は3.2パーセント程度、GDPデフレーター上昇率はプラスになると見込まれるなど、労働市場の引き続き改善を伴いながら、デフレ脱却に向けた着実な進展を見込んでいます。

この結果、平成26年度の国内総生産の実質成長率は1.4パーセント程度、名目成長率は3.3パーセント程度と見込み、一般会計予算を前年度比3.41パーセント増の95兆8,823億円と見込んでいます。

一方、地方財政については、地方が安定的に財政運営を行うことができる地方交付税については、景気回復に伴う地方税収の増もあり、出口ベースで前年度から約1,769億円減の16兆8,855億円となり、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債については、9.9パーセント減の5兆5,952億円となっています。

また、地方税及び地方譲与税は景気回復を見込み、前年度から1兆4,046億円増の37兆7,691億円を見込んでいます。

しかし、財源については、防災・減災事業、地域活性化等の緊急課題への対応等に係る事業費の拡大、社会保障費関係費の自然増により、前年度同様に10兆5,938億円の不足が見込まれています。

これらを踏まえた平成26年度の地方財政計画の規模は、前年度に比べ、約1兆4,300億円増の83兆3,400億円となりました。

このような背景のもと、平成26年度本町の予算編成に当たっては、限られた財源の中で、真に町民皆様のサービス向上に資する経費への財源の重点化を図り、事業の必要性や緊急性を見極め、効果的で効率的な予算配分に努めました。

歳入においては、その根幹である町税は、軽自動車税・たばこ税の増収を見込む一方、個人町民税・固定資産税の減収を見込み、町税全体では前年度比約5,940万円の減額となる見込みです。地方交付税は、普通交付税で前年度比4,000万円、特別交付税は1,000万円の増額となる見込みです。また、町債については、多度津中学校改築事業債や臨時財政対策債等の増を見込んでおり、前年度比10億2,880万円の増額となっています。

一方、歳出においては、規模の大きな地方債の償還が終了することに伴い公債費が約5,760万円減額したほか、扶助費等についても約2,100万円の減となりました。

しかし、平成25年度より本格的に工事が実施されている多度津中学校改築事業に係る投資的事業費等の著しい増加があり、財政調整基金を取り崩さざるを得ない厳しい予算編成となりました。

その結果、平成26年度一般会計予算案は、前年度比25.9パーセント増の96億6,000万円、予算規模では19億9,000万円の増額となりました。また、特別会計全体では、前年度比0.7パーセント減の約60億9,974万円、全会計合計では、前年度比14.1パーセント増の約157億5,974万円となっています。次に、重点施策について申し上げます。

1点目は、「子育て支援の充実」であります。

政府は、わが国が「少子化危機」とも言うべき状況に直面し、この危機を突破するため緊急対策に取り組む必要があるとしています。

本町におきましても、出生数の減少傾向が継続する中、少子化の解消は大きな課題となっています。本町の活性化のためにも、若い世代の定住を促進し、子どもたちを安心して育てられる環境を整備していくことが必要であります。

そこで、新たな子育て支援策として、平成26年度から子どもたちの医療費助成を拡充いたします。これまで、乳幼児に対する医療費助成は、段階的に7歳未満までに引き上げ、平成25年度からは入院に係る医療費助成を、中学校卒業ま

でに拡充したところでありますが、新たに「乳幼児等医療費助成制度」として、中学校卒業までを対象に、外来を含めた医療費助成を実施してまいります。対象年齢を大幅に引き上げることにより、多くの子育て世帯の経済的な負担軽減を図ってまいります。

また、安心して子育てができる環境整備の一環として、平成 26 年度から、子どもの発達障がい等の早期発見とスムーズな就学支援に向けた「5 歳児健康診査」を実施してまいります。この健診は、集団生活での行動観察が重要であることから、医師や保健師等が各幼稚園や保育所に出向いて実施してまいります。

保育所保育料の保護者負担の抑制をはじめ、医療・保健・福祉等、これまでの様々な分野での施策については、引き続き着実に実施するとともに、若い世代の経済的な負担の軽減や、子育て環境の整備に向けた取り組みを、さらに強化してまいります。

2 点目は、「災害に強いまちづくり」であります。

東日本大震災発生以降、自治体が担う重要なことは「災害に強いまちづくり」であります。昨年 8 月には、南海トラフで最大クラスの巨大地震が発生した場合の被害想定も公表され、町として種々の対策を講じていかなければなりません。

これまでに、災害対策事業として、河川護岸の嵩上げ、高潮対策のための防潮堤の整備、土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップ、ため池ハザードマップの策定等、各種事業を着実に進めてまいりました。多度津町地域防災計画も新たになり、それに基づいた災害時の対応を充実してまいります。

防災・減災にあたっては、地域の防災力の向上が大切でありますので、自治会単位の自主防災組織の結成を推進していくとともに、防災資機材の助成についても引き続き行ってまいります。

また、災害時における対応として、多くの団体と協定を結んでおります。一時避難所として、金剛禅総本山少林寺、学校法人禅林学園、多度津高校と協定を締結しました。福祉避難所として、特別擁護老人ホーム「桃陵苑」、介護老人保健施設「やすらぎの森」と協定の締結をし、多度津地区医師会、多度津町歯科医師会、丸亀市薬剤師会とは医療救護として協定の締結をするなど、着々と災害時の体制を整えておりますが、引き続き各種団体との連携については働きかけてまいります。

現在改築中であり、多度津中学校、改築予定である消防庁舎は、災害時における重要な拠点施設にもなることから、本年度末までの完成に向けて全力で取り組んでまいります。

また、災害時における初動体制は町職員が中心となります。本年 1 月には 10 数年振りに震災対策訓練を実施しましたが、大きな成果がありました。このこ

とから、本年も職員の防災訓練を計画し技術の向上を目指してまいります。
3点目は、「住民参画・住民協働のまちづくり」であります。今年度より策定作業を始めます、第6次多度津町総合計画は、平成28年度から8年間の多度津町の将来像を描く重要な計画であります。策定にあたっては、多くの町民皆様の声を反映するため、「まちづくり委員会」（仮称）の設立のため委員の募集を行います。また、例年開催しております、町政報告会、対話集会については、住民皆様の声を聞く貴重な機会でありますので、引き続き実施し、町政運営に反映してまいります。

4点目は、「町おこし等観光行政の推進」であります。本町の公共交通機関の玄関である、JR多度津駅周辺の活性化は重要であります。JR四国が計画しております駅のバリアフリー化を含め、自由通路の建設と駅周辺町有地の有効活用など、JR四国、香川県等と連携して協議を行い、活性化を推進してまいります。また、観光行政を担う多度津町観光協会を独立するための検討を進め、商工会議所等各種団体と連携を図り、古民家再生プロジェクトやまちおこしイベントの拡充に努めます。また、町の様々な特産物を活用し、新たな産業として、生産、加工、販売までの6次産業化を推進し、町外に発信するなど多度津町を元気にしてまいります。

さらに、昨年度開催した「瀬戸内国際芸術祭」で数多くの作家が参画した京都精華大学と連携し、高見島のみならず町内でのアートによる活性化も模索していきたいと考えております。

5点目は、「高齢者福祉の向上」であります。長寿社会が進展するなかで、高齢者福祉の各種施策は実施しておりますが、高齢者の方に、元気で住みよい多度津町を実感いただくため、高齢者の閉じこもり予防を目的に、外出機会を増やす支援として「福祉タクシー事業」を創設いたします。80歳以上の方にタクシー代の一部を補助し、併せて交通手段の確保と経済的負担の軽減を図り、充実した生活を送っていただきたいと考えております。

続きまして、主要な施策について、第5次多度津町総合計画の基本計画に則り、ご説明申し上げます。

第1は、「住みよい都市基盤の整備」であります。

まず、「環境施策の推進」ですが、平成21年に環境基本計画を策定し、「環境・健康・人」を重視したまちづくりを総合的、計画的に推進しているところです。これに基づいて環境保全に関する施策を総合的に実施してまいります。

また、地球温暖化防止のため、町民皆様が理解を深められるよう、啓発に努めてまいります。併せて、住宅用太陽光発電システム設置者に対する補助事業を継続して実施し、温室効果ガス削減に努めてまいります。

「環境衛生の充実」につきましては、町民皆様のご協力により、ごみの分別収集

は定着していますが、ごみの量そのものはまだまだ多く、その減量化や循環型社会の形成を進めるため、生ごみ処理容器購入助成金の活用を推進するとともに、平成 25 年度より小型家電の回収・リサイクルを開始しました。今後も更に「ごみ減量化」に努めてまいります。

また、ごみの不法投棄や野焼きの防止・啓発を進めるとともに、下水道認可区域外での合併処理浄化槽の普及を図り、環境負荷の軽減に努めてまいります。なお、行政改革大綱の中でアウトソーシングの実施として、平成 26 年 4 月 1 日より、島嶼部を除く多度津町全域において、可燃ごみ・資源ごみの一部（古紙・布類・駄びん類）のごみ収集業務について民間委託を行ってまいります。「水道事業」につきましては、今年の夏、4 年ぶりの渇水にみまわれ、渇水対策本部を立ち上げることとなりました。住民の皆様にはご心配をおかけしましたが、平成 24 年度に整備を行いました水源池の改修により、減圧給水や断水もなく、2 週間余りで渇水対策本部は解散となりました。今後も住民生活や企業運営に支障をきたさぬよう、また、災害にも備えるため、老朽管の耐震化工事を計画的に進め、水道水の安定供給に努めてまいります。

また、健全な水道経営を目指し、経費の削減と使用料金の収納率向上にも努めてまいります。

「下水道事業」につきましては、下水道認可取得区域内の整備は完了いたしました。今後は、平成 20 年度に創設された下水道長寿命化支援制度に基づき、昨年度行った下水道施設の状況調査を踏まえて、長寿命化計画を策定してまいります。まずは、平成 26 年度に新町雨水ポンプ場の長寿命化計画を策定、順次その他の施設に拡大し、その計画に基づいて、老朽化が進んだ施設を改修する等、維持管理してまいります。

また、下水道事業運営健全化を図るため、未接続家屋の下水道接続に向けた啓発活動を行い、また、下水道使用料及び受益者負担金の収納率向上に努めてまいります。

「町営住宅」につきましては「多度津町町営住宅等長寿命化計画」に則り、老朽化した住宅の建替えや既存住宅の改修・修繕等を計画的に進めてまいります。特に、既存住宅は老朽化に伴う修繕が増加しており、時期や手法を工夫しながら、効率的・効果的な修繕に努めてまいります。

「火葬場」は現在、順調に稼動しているところですが、施設の長寿命化を図れるよう計画的に改修・修繕を進めているところであり、平成 26 年度も引き続き、適切な維持管理に努めてまいります。

「墓地」につきましては、住民の皆様のニーズ高まっていますことから、葛原南墓地の第 2 期・第 3 期造成分の貸付を実施することとし、本年 4 月から募集を開始してまいります。また、墓地を使用される皆様の利便性を確保する等、

葛原南墓地をはじめとする町営墓地や地域墓地の適切な維持管理に努めてまいります。

「交通安全対策」について、昨年の町内の交通事故は、一昨年と比べてわずかながら件数、負傷者数ともに減少しました。しかし、残念なことに、ここ3年間、毎年のように死亡事故が発生しております。関係機関や団体等と密接な連携をはかりつつ、町民の交通安全意識の高揚や交通マナーの向上に努めるとともに、交通安全施設の計画的な整備を行い、交通事故抑止に向けた対策を推進いたします。

次に、「消防・救急・防災体制の整備」であります。

重点施策と重なる部分もありますが、防災基本理念である「自助・共助・公助」を念頭に、引き続き消防団の充実強化と地域の自主防災組織の整備育成を図り、企業、各種団体、一般住民を包括した総合的な地域防災力を高め、災害に強い町づくりを推進します。

消防体制強化策の一環として、災害時には防災拠点施設ともなる、新しい消防庁舎を建設いたします。ご案内の通り、多度津山サッカー場で、来年春の開庁を目指しております。

「情報通信体制の確立」、「相互応援体制の強化」及び「大規模災害への迅速な対応」を図るため、定住自立圏構想の取り組みの一つとして実施した「消防・救急無線のデジタル化」の共同整備も完了し、昨年より運用を開始しております。同様に火災や救急事故等の119番通報を丸亀市消防本部に設置した「中讃消防指令センター」で受信する「消防通信指令事務共同運用」も本年4月から始動します。

また、消防行政の重要課題の一つである、「住宅防火対策」については、火災による死者を減らし、被害軽減を図るため、「住宅用火災報知器」の普及を促進することと併せて、各種訓練や講習会を開催して、町民の防災意識の高揚を図って参ります。

少子高齢化社会を背景に、救急件数は今後も増加傾向が続くものと予想されます。そのために、更なる救命率の向上を目指し、薬剤投与や気管挿管のできる認定救命士の育成、それと平行して計画的に救命士の再教育を行うなど、救命業務の高度化を推進し、強固な救急体制を確立してまいります。

水防関係では、近年の気象変動によるゲリラ豪雨等、予測ができない水害が発生しております。県河川はもとより、町内の排水路対策として、昨年より冠水地域の現地調査を進めており、調査区域を広げながら対策を強化してまいります。

県河川関係として、小桜川遊水池においては、県との合併事業で水門、ポンプの設置を検討しています。観音堂川においても、平成25年度より越水対策事業

に着手しており、平成 26 年 5 月の完了を目指しております。弘田川、二反地川も継続事業として推進中であり、平成 26 年度小桜川改修に伴い新開橋の架け替え工事に着手する予定です。また、町管理施設のポンプ関係においても、点検を強化し、今後、改修、機能アップ等整備を進めてまいります。

一方、現在進めている高潮対策につきましては、陸地部の公共護岸は、平成 25 年度をもって完了いたしました。並行して離島部の対策工事に着手いたしておりますが、今の進捗状態で推移すれば数年で完了できるものと思います。ただ陸地部の民間護岸については、香川県の方へ助成制度の検討を要望いたしておりますので、今後も早急に県とともに推進活動を進めてまいります。

また、急傾斜地事業では、西浜地区の急傾斜の保全対策事業について、平成 25 年度に地元説明会を開催し、県管轄により平成 26 年度より本格着手いたします。「道路・交通ネットワークの整備」であります。

本年 4 月から浜街道の管理再編成の一環で、中讃区域の市町道管理区間の変更がなされます。その関係で、町道 1 号線が県管理となり、県道丸亀詫間豊浜線の北嶋区間と、青木北山の一部区間及び、県道山階多度津線の本通、京町の一部区間が町管理となります。

道路整備事業としては、まず県管轄である浜街道の西白方工区では、平成 25 年度に J R 高架事業に続き、平成 26 年度に弘田川の架橋工事にはいります。また、多度津善通寺線の中学校南の歩道設置事業については、平成 25 年度に J R 高架工事が完了し、平成 26 年度に完了予定です。

町道整備事業としては、平成 25 年度工事にて、町道 30 号線までの区間を供用開始し、平成 26 年度より国庫補助事業にて、浜街道高架下までの区間の整備に着手いたします。また、町道 7 号線の新開団地地先交差点整備に関しては、鋭意今治造船、桧垣産業との用地交換協議を進め、年度内整備完了を目指します。

また、離島航路につきましては、現在助成を行っている定期船だけでなく、島民が利用している渡海船も対象にできるよう取り組んでまいります。

離島救急患者輸送費補助、並びに島嶼部航路運賃助成については、引き続き行ってまいります。

「情報化の推進」につきましては、行政サービスの向上と、より効率的で、安全・安定性の高いシステムの維持とともに、新しくなったホームページのコンテンツを充実させてまいります。また、バナー広告につきましても、新しい取り組みを行ってまいります。

第 2 は、「人にやさしい社会づくりの推進」であります。

まず、「保健・医療」であります。

「福祉医療」につきましては、これまでも財政状況を考慮しながら、制度拡充に努めてきたところです。平成 26 年度からはこれまでの乳幼児医療費助成制

度と子育て支援医療費助成制度を統合・拡充し、新たに「乳幼児等医療費助成制度」として、中学校卒業までの外来を含めた医療費助成を開始することとしています。現在、本制度の開始に伴います広報周知や申請手続き等、必要な準備作業を進めておるところであり、適切に制度運営にあたってまいります。

「国民健康保険」につきましては、昨年末に「プログラム法」が成立し、平成29年度を目途に保険者をこれまでの市町村単位から都道府県単位に移行するという国保制度発足以来の最も大きな改革が緒に着いたところでもあります。本県においても、昨年10月に県及び本町を含む代表市町とでワーキンググループを設置し、移行に向けた協議を開始したところでもあります。今後、国における制度設計をふまえながら、緊密な協議を重ね、本町の被保険者にとってよりよい制度となるようつとめてまいります。

一方、本町の国民健康保険は医療費の増嵩により、財政的にはさらに厳しさを増しています。医療費の抑制を図り、安定した財政運営を継続するため、特定健康診査や特定保健指導の推進、重症化の予防、レセプト点検の徹底、ジェネリック医薬品の普及啓発等、様々な施策を展開してまいります。

「後期高齢者医療制度」につきましては、対象者が増加し、一人当たりの医療費も増加しています。厳しい財政運営が懸念されるころではありますが、平成26・27年度の保険料率につきましては、財政調整基金の取り崩し等により、据え置かれることが決定しています。引き続き、香川県後期高齢者医療広域連合や香川県、県内市町と緊密な連携を図り、本制度の安定的な運営に努めてまいります。

次に「保健衛生」についてであります。

子育て支援につきましては、母子の心身の健康観察と育児に関する情報提供を行う「こにちは赤ちゃん事業」を継続し、平成25年度より実施しております未熟児養育事業を積極的に推進してまいります。また、子育て中の母親の育児交流と食育や遊びをとおして親子のふれあいを深める場を増やし、心身ともに安心して妊娠・出産・子育てができるよう子育て支援並びに母子保健事業の充実に努めてまいります。

また、近年増加している軽度発達障がいは、3歳児健康診査では発見が困難であり、就学前健康診断で初めて診断されるケースも多いことから、平成26年度より5歳児健康診査を実施し、発達障がいの早期発見と適切な支援に努めてまいります。

がん対策につきましては、国の「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診受診率の向上とがんの早期発見につなげるため、検診対象者の特性に応じたきめ細やかな受診勧奨や普及啓発を推進するとともに、医療機関や検診機関との連携を図り、受診しやすい体制の整備を図ってまいります。

また、新型インフルエンザにつきましては、世界的な大流行と大きな健康被害や社会的影響をもたらすことから、新型インフルエンザの発生に備えて「多度津町新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成し、予防とまん延防止に向けた総合的な対策を推進してまいります。

次に、「高齢者福祉の充実」であります。

本町の65歳以上の割合いわゆる高齢化率は、本年1月1日現在、28.8パーセント、6,800人を超え、75歳以上の高齢者は、14.8パーセントを占めています。一人暮らしや高齢者のみの世帯数の増加や認知症高齢者の増加をふまえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会福祉協議会・シルバー人材センター・民生委員・自治会・NPO法人等と協力連携し、多様な福祉サービスを継続していくとともに、地域ネットワークづくりを進め、見守り活動の強化に努めます。

「新規事業」としまして、高齢者の閉じこもり予防を目的とした外出の機会を増やす支援として「福祉タクシー事業」を創設し、80歳以上の高齢者にタクシー代の一部を補助し、併せて高齢者の交通手段の確保と経済的負担の軽減を図ります。

「介護保険制度」につきましては、高齢化に伴い、認定者数やサービス利用者が増加傾向にあり、介護サービス給付費の大幅な増加が見込まれます。

「第6期介護保険事業計画」の策定にあたり、「住民意識調査」の結果や介護給付等の実績をふまえ、平成27年度からの介護保険料の設定や認知症高齢者支援策の充実、医療との連携、生活支援サービスの充実等の取り組みについて、十分策定委員会において検討協議してまいります。

「地域支援事業の充実」についてであります。

地域包括支援センターは、やさしい、住みやすい町づくりを目指し、地域に密着した高齢者の総合相談窓口となり、介護予防事業、認知症サポーター養成講座、虐待や権利擁護などの支援事業を展開し、在宅医療・介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施策の推進等を図ります。

次に、「障害者福祉の充実」であります。

今年度は、第3次多度津町障害福祉計画の見直し年度となっております。利用者のニーズを把握し必要なサービスを確保できるよう計画を策定するとともに、めまぐるしく変わる制度について周知説明を徹底し、適切なサービス提供に努めながら、障害者福祉の向上のための施策を推進してまいります。

次に、「子育て支援の充実」であります。

少子化対策や子育て支援策を展開するにあたり、国による保育施策の改正を踏まえ、「多度津町次世代育成支援行動計画」に続く計画として、「多度津町子ども・子育て支援事業計画」を、平成27年度からの施行に向け、本年度新たに

策定いたします。これを踏まえて引き続き、保育所への入所利用機会の確保、子育て支援事業の推進など、積極的に実施してまいります。

保育所につきましては、現在、第3子以降4歳未満児の保育料免除などの支援制度を引き続き実施してまいります。その結果、保護者の負担も国の徴収基準の6割程度に抑制されているところであり、経済的側面からの子育て支援策も踏まえ、今後とも適切な負担割合の維持を図ってまいります。

「生活福祉の充実」につきましては、平成26年4月からの消費税率の引き上げの影響を緩和するため、国の施策として低所得者に対して「臨時福祉給付金」、子育て世帯に対しては「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されることとなりました。本町も国の動向を見ながら、周辺他市町と足並みを揃えつつ、速やかな支給に努めます。また所得の低い方々の負担増に関しましては、生活保護制度など隣接する諸制度との連携により、漏れのない生活福祉の充実に努めます。第3は、「豊かな心を育てる教育と文化の創出」であります。

まず、「幼稚園・学校施設の耐震化」であります。

学校施設は、災害時における地域住民の緊急避難場所であり、これまで町内小学校の校舎及び屋内運動場の耐震補強工事を実施するなど、耐震性の確保に努めてまいりました。平成25年度は、多度津幼稚園の耐震補強工事を実施したところです。引き続き、本年度は平成25年度からの繰越事業として四箇幼稚園の耐震補強工事を実施する予定となっております。また、中学校改築につきましては、平成25年10月以降、順調に事業が進行する中で、昨年末までには予定どおり杭事業がすべて終了し、現在は基礎事業が進行しているところであり、平成27年2月中には竣工すべく工事を進めてまいります。

「幼稚園・学校教育」につきましては、各学校・園においてより一層の研究を進め「小1プロブレム」や「中1ギャップ」などへの対応を行ってまいりました。平成26年度も引き続き「連携」を大切にしながら教育関連施策を押し進めてまいります。

子どもに「生きる力」を育成するためには、いわゆる「学校力」が必要であり、これまで学校の人的な環境と物的な環境づくりの充実に努めてまいりました。これからも、教育課題、すなわち、学力の二極化、規範意識を中心にした社会性の育成、そして、多様化する子どもへの対応についてなどを的確に受け止め、その解決に努めてまいりたいと考えております。

先ず、学力については、習熟度別学習・ティームティーチングなどの指導形態を確立し実効性のある取組とするため、引き続き、少人数加配の活用はもちろんのこと、町単独でも「学力向上支援員」を配置します。併せて、通常学級において特別な支援を必要とする子どもたちのための「特別支援教育支援員」を配置します。また、今後のグローバル化する社会で駆使できるコミュニケーション

ョン能力の涵養をめざすため、中学校だけでなく、小学校においても外国語指導助手を継続配置し、ネイティブの英語にふれる機会を確保します。

次に、社会性の育成・多様化する子どもへの対応については、中学校においては、法務監を配置し、安心・安全な学校づくりの一翼を担ってもらいます。同時に、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを継続配置し、学校における相談機能の充実に努めます。また、多度津町の歴史や文化にふれる体験を通して心を育てることができるよう地域の有能な人材を学校において活用できるよう支援します。

さらには、平成 25 年度から 2 年間にわたる文部科学省委託事業である「発達障害に関する教職員の専門性向上事業」の研究指定を受け、教育実践に生かせる知見を広め「教師力」を身につける研修の機会をつくります。

こうした教育の中で最も大切な人と人とのかかわりを大切にできるように人的な環境整備を図ってまいります。また、幼・小・中の情報システムを整備し物的な環境を充実させ、校務の効率化を図り、教育の起点でもある教職員と子ども、子ども同士のふれあう時間の確保に努めます。

一方、子どもたちの基本的な生活習慣の確立を図っていくため、地元の生産者の方々「ひまわりの会」が生産した安全・安心な旬の新鮮な野菜などを使用した学校給食の充実に努めてきたところです。今後も、生産者の顔が見える活きた教材を活用した「食育」をより一層推進してまいります。

併せて、次代を担う心豊かでたくましい子ども育成・教育環境の向上の観点から、将来性も踏まえた通学区域の見直しについては、多度津町内 4 校区の将来的な人口推移等をも踏まえながら、今回検討した多度津・豊原校区も含めた町全体における 4 校区间相互の適正な通学区域について、「通学区域検討委員会」において引き続き検討・答申をいただく予定としております。

「青少年の健全育成」につきましては、少年育成センターを中核にしながら、職員・補導員との連携をとり、情報や問題点の共有化を図りながら、指導体制の充実に努めてまいります。

さらに、家庭や地域社会、関係団体の理解や支援など、地域全体が一丸となった対応が不可欠であると考えております。

また「わんぱく寺子屋」を、本年度も実施し、他校の児童、高齢者等異世代・異年齢との 3 日間の共同生活や交流活動を通して、心身ともにたくましい、ふるさとと人を愛する子どもを育ててまいります。

「青年教育」につきましては、永らく夏に実施していた「成人式」を、アンケート調査の結果や県内の実施状況及び出席率などを踏まえ、平成 22 年度より新成人で組織する「成人式プロジェクトチーム」を中心とした企画で 1 月に実施しているところですが、引き続き同時期に、新成人としての自覚を高める式と

なるよう工夫してまいります。

「家庭教育」につきましては、学齢期の保護者だけでなく、就学前の子どもを持つ保護者を対象に、早期から家庭教育や子育ての仕方についての情報提供や学習機会を持つことで、積極的な啓発を実施してまいります。

「スポーツの振興」につきましては、5月には16回目の参加となる「チャレンジデー」をはじめ、「町民あるけあるけ大会」や温水プールにおいて開催する各種教室を実施することにより、生涯を通してスポーツが楽しめる環境づくりや、スポーツ団体、指導者の育成に努めてまいります。

「芸術・文化」に接する機会を設けるため、図書館では、親子読書会や読み聞かせ会などを積極的に開催することと併せまして、「林求馬邸」などの町文化財の保存及び啓発活動に努めてまいります。公民館では、地域学習及び交流活動の拠点として、芸術祭、芸能文化祭、地区文化祭などの充実に努めてまいります。町民会館では、多様な芸術鑑賞の機会を提供し、資料館では、魅力あるテーマ設定と企画展の開催をめざしてまいります。

また、昨年度より配置した文化財担当職員が、多度津町の貴重な文化財の保護や啓発活動に努めます。

次に、「国際化への対応と交流活動の展開」であります。

平成4年から実施してきました小・中学生による普陀区との友好交流は、一定の役割を果たし成果も十分に得られましたが、国際情勢のめまぐるしい変化やグローバル意識の変化などから、平成24年度から2ヵ年にわたって地域の選定を含めた新たな交流のあり方について検討を進めてきた内容をベースとして、町国際交流協会との間でより詳細な調整を進めてまいります。

、第4は、「活力あふれる観光と産業の創造」であります。

まず、「農業振興」であります。

国におきましては、新規就農対策や農地の利用集積策として、「人・農地プラン」の促進、さらには、新しく県ごとに「農地中間管理機構」を設置するなどして、耕作者の地位の安定と食料の安定供給を図るため、その重要な生産基盤である農地について、その有効利用を促進しているところであります。

本町におきましても、水田・畑地農業の経営安定を図るため、経営所得安定対策を実施してまいります。また、優良農地の確保や有効利用対策強化に努めてまいりますとともに、認定農業者・農業法人の経営合理化に必要な資器材の導入について、国や県とともに推進してまいります。

また、農業委員会や地域農業再生協議会、JA、オリーブ生産組合、シルバー人材センターなど関係団体と連携を図りながら、耕作放棄地の発生防止と解消、オリーブ栽培のさらなる拡大やイチジク栽培の支援などを推進してまいります。引き続き、農地の利用集積、遊休農地の発生防止と解消や担い手の育成・

確保などについて、国や県等と連携しながら推進してまいります。

本町の「水産業」は、カワウによる漁場環境の悪化に伴う漁獲量の減少、魚価の低迷、漁業者の高齢化、後継者不足、さらには燃料費の高騰や魚を食する人の減少（魚離れ）が続いていることにより、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。引き続き、町内及び近隣の漁業協同組合と協調しながら、カワウ対策事業を行うとともに、養殖事業・稚魚放流事業に協力し、地域の特性を生かした水産業の振興を推進してまいります。また、淡水関係につきましても、毎年、桜川に淡水魚の放流事業などを実施し、環境美化等に努めているところであります。

「商工業」につきましては、安倍首相が経済再生を前面に打ち出し、わずかではありますが、景気の回復傾向が見られますが、企業の経営状況は依然として厳しい状況にあります。昨年度から新たに「中讃勤労者福祉サービスセンター」と連携し企業の福祉強化を図るとともに、セーフティーネット保証の迅速な認定や、中小企業融資制度の活用による商店主や企業への支援を行い、さらなる活性化のため、多度津商工会議所との関係を一層密にし、創意工夫を図りながら事業展開に努めてまいります。

「観光」につきましては、引き続き、中讃圏内の市町及び観光協会などで結成している中讃広域観光協議会の一員として、県外で繰り広げているキャンペーン等に参加し、交流拡大を図ってまいります。また、高松空港に昨年度リニューアル開設した「空の駅かがわ」には、各市町の特産品等が展示されていますが、一層の特産品等の紹介を積極的に行ってまいります。さらに、各種メディア等を活用し、情報を発信することで、町の活性化を図ってまいります。

「町おこしイベント」につきましては、夏恒例の花火大会・総踊りを1日開催とし、町内外から多くの来場者に楽しんでいただいているところであります。引き続き、新たな趣向を模索しながら、さらなる中身の濃いイベントの実施に向け検討を進めてまいります。

第5は、「時代にふさわしい行財政への変革」であります。

まず、「男女共同参画社会の形成」についてであります。

平成22年度に策定しました「たどつ男女共同参画プラン」に基づき、家庭や地域、職場などあらゆる分野において、男女がともに個性と能力を活かせるまちづくりを推進するため、関係機関や各種団体と連携し、研修や啓発を通じて、町民皆様とともに男女共同参画に対する理解と認識を一層深めてまいります。次に、「人権の確立・尊重」についてであります。

同和問題をはじめとして、障がい者・高齢者・女性・子ども等の様々な人権問題の速やかな解決に向け、住民一人ひとりが、自分自身の課題としてとらえ、人権意識を高められるよう積極的な人権啓発と人権教育に取り組み、差別のない

まちづくりを進めます。

近年、土地差別調査や戸籍・住民票の写しなどを大量に不正取得し、その情報を売買していた事件が発生しており、引き続き「登録型本人通知制度」のきめ細かな住民周知を行い、登録者の増加に努めます。

「コミュニティ（地域社会）の育成」については、昨今、自然災害への対応、犯罪の未然防止、子どもたちや高齢者の見守りなど、「コミュニティ（地域社会）の育成」は日に日に重要度を増しています。自治会や自主防災組織をはじめとする基礎的組織が、主体的に地域活動に取り組めるよう、コミュニティ助成事業などを活用しながら支援や啓発に努めてまいります。

「定住自立圏構想」の推進につきましては、定住自立圏域と地域の大学などが、双方の教育及び研究の推進並びに人的、物的資源の活用により、地域社会の発展に寄与することを目的に協定書を締結しましたが、それを活用してまいります。また、多度津高校とも引き続き、同様に連携をとってまいります。

最後に、「地方の時代にふさわしい行財政の推進」であります。

昨年8月から5回に亘り開催した「行政事務改善委員会」において、次期行政改革大綱及び同実施計画について検討を重ね、行政改革推進本部へ案を提出し、新たな「第2次多度津町行政改革大綱」を策定いたしました。

今後は、それに基づく実施計画を1年毎に検証し、修正しながら、さらなる行政改革への取り組みを推進してまいります。

また、県内外の方に機会あるごとに「ふるさと納税」を呼びかけ、魅力ある町の発信に努めると同時に、空き家対策や移住・定住対策など、地域の活性化にも力を入れ、男女共同参画、職員提案制度など職員の意識改革、活性化に向けても継続して取り組んでまいります。

財政改革につきましては、平成24年度に見直しを行った、「多度津町中期財政計画（平成25年度～平成29年度）」に沿って財政運営を図り、適切な収支の見通しを立ててまいります。また、新たな財源を生み出す施策としまして、町有未利用地の貸付けや売却、土地開発公社が所有する土地の利活用、さらには企業誘致の推進に積極的に取り組んでまいります。

「財政健全化判断比率等の4指標」につきましては、平成24年度決算に係る実質公債費比率が12.8%と前年度比0.8%改善されました。また、将来負担比率については、141.6%と前年度に比べて8.2%改善されましたが、今までのような大幅改善は見込めなくなってきました。また、依然として県内では一番高い水準となっており、引き続き、これらの指標には細心の注意を払いながら、施策や事業の「選択と集中」により、財源の効果的・効率的な配分を行い、より健全な財政運営の維持に努めてまいります。

以上、私の町政に臨む所信を申し述べました。

役職員一同が心をひとつに、本町のめざすまちづくり像「せせらぎとやすらぎ みんなでいきいき暮らすまち」の実現に向け、努力を重ねてまいります。

議員皆様並びに町民皆様におかれましては、現下の諸情勢をご賢察いただきまして、ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

以上、平成 26 年度に臨む施政方針を終わらせていただきます。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

これをもって平成 26 年度施政方針についてを終わります。

ここで、暫時休憩いたします。再開は 10 時 45 分から再開いたします。

休憩 10 時 25 分

再開 10 時 45 分

議長（志村 忠昭）

引き続き、会議を再開致します。

日程第 5 議案第 1 号 多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（案）の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

政策企画課長 岡部君。

政策企画課長（岡部 登）

おはようございます。

議案第 1 号 多度津町企業立地の促進等による、地域における産業集積の形成、及び活性化に関する法律、第 10 条、第 1 項の規定に基づく準則を、定める条例（案）の制定についてにつきまして、提案説明をさせていただきます。

この条例は、企業の積極的な設備投資や立地を促進し、町内経済の活性化と、安定した雇用の創出に繋げるため、企業立地重点促進区域にかかる、緑地及び環境施設の、敷地面積に対する割合の緩和を、行おうとするものであります。条例の内容でございますが、第 1 条は、条例制定の目的についての規定でございます。

第 2 条は、条例の用語の意義を定めるものでございます。

第 3 条は、条例の区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合を規定するものでございます。

また、昭和 49 年 6 月 28 日以前に設置されております施設を、変更する場合の面積の算定方法につきましても、定めるものでございます。

なお、附則として、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜

りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6 議案第2号 多度津町消防長及び消防署長の資格を定める条例（案）の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長 前原君。

消防長（前原 成俊）

おはようございます。

議案第2号 多度津町消防長及び消防署長の資格を定める条例（案）の制定について提案説明を申し上げます。

まず、本条例の「制定理由」でございますが、従前、「消防長並びに消防署長を任命する場合」は、その資格につきましては消防組織法第15条第2項により昭和34年に公布された「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令』に基づき任命しておりましたが、昨年「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が制定されて、消防組織法が一部改正されました。それに伴い新たに9月6日公布されました「市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令」を「参酌して市町村が条例で定めること」とされたことを受けまして、新たに「消防長及び消防署長の資格」について整備しようとするものでございます。

それでは、本条例（案）の内容についてご説明させていただきます。

第1条では、「(趣旨)」について規定しており、消防組織法第15条第2項の規定に基づき本条例を定めようとするものでございます。

第2条では「(消防長の資格)」として第1号から第5号まで規定しておりまして、第1号では、消防職員として消防署長等の職に1年以上、第2号では、消防職員として消防署長等を補佐する職に2年以上、第3号では、消防団員として消防団長の職に2年以上、第4号では、町の行政事務に従事した者で課長等の職に2年以上、第5号では町の行政事務に従事した者で課長補佐等の職に3年以上それぞれ、あったものであることとしています。

第2条のうち第1号、第3号及び第4号は新政令の規定を準用して、第2号及び第5号は、旧政令であります「市町村の消防長及び消防署長の任命資格を定める政令」第1条第2号及び第10号の規定を準用して、それぞれ整備しようとするものです。

加えまして、第2条のうち第4号、第5号につきましては、地域の実情に合わせて、ただし書きで、「町長が特に必要と認める場合は、その資格に関する期間を減ずることができる」こととしています。

次に、第3条では「(消防署長の資格)」として第1号から第3号まで規定しておりまして、新政令に倣い、第1号では、消防吏員として、消防司令以上の階級に1年以上、第2号では、消防吏員として、消防司令補以上の階級に3年以上、第3号では、消防団員として消防副団長等の職に3年以上、それぞれ、あったものとする事としてしています。

なお、附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案第2号の提案説明とさせていただきます。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第3号 職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定について、議案第4号 一般職に職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

町長公室長 高嶋君。

町長公室長(高嶋 好弘)

おはようございます。

それでは、議案第3号及び議案第4号につきまして、一括して提案説明させていただきます。

議案第3号 職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、介護休暇の条例制定によりまして、介護休業手当金が支給されるため、附則事項の第2項及び第3項を削り、第4項を第2項に条文を改正するものでございます。

改正内容につきましては、職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表によりご説明いたします。2ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。

第2条第2項中、「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加え、「、(読点)第726条」を「及び第726条」に改め、第6条の見出し中、「取扱」を「(送りがな、いをつけ) 取扱い」に改め、同条中、「職員の給与に関する条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に「第17条第2項」を「第19条第2項」に改め、附則中の第2項、当分の間、看護休職の許可を受けた職員には、看護休職の期間中、看護休職給を支給する。と同第3項、看護休職給の月額は給料の月額に地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第114条第2項の規

定に基づき定められる割合を乗じて得た額を合計した額とする。を削り、第 4 項を第 2 項とするものでございます。

1 ページにお戻りください。なお、附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行することにしていきます。

続きまして、議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、職員の住居手当の支給該当者について、その所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものを他の地方公共団体の職員との権衡等を考慮して、支給該当者から削除するものでございます。

改正内容につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明いたします。2 ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。第 9 条の 2 第 1 項は、改正前の「(2) その所有に係る住宅（規則で定める、これに準ずる住宅を含む。）に居住している職員で世帯主であるもの」を削り、同第 2 項は、3 ページ、改正前の「(2) 前項第 2 号に掲げる職員 3, 500 円（当該住宅が当該職員その他規則で定める者によって新築され、又は購入されたものである場合にあっては、当該新築又は購入がなされた日から起算して 5 年を経過するまでの間は 3, 500 円）」を削り、条文を整備したものでございます。

1 ページにお戻りください。なお、附則といたしまして、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行することにしていきます。

以上、簡単ではございますが、議案第 3 号及び議案第 4 号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8 議案第 5 号 多度津町公共用財産管理条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

おはようございます。

それでは、議案第 5 号 多度津町公共用財産管理条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、平成 24 年 8 月、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から、消費税率の引き上げを行うために公布されました「消費税法改正法」及び「地方税法改正法」の施行に伴う改正で

あり、本町におきましても、関係条例を整理しようとするものでございます。また、附則の中で引用されている法令名に、公布年・種別・番号が付されていないものに、括弧書きで加えるものでございます。

それでは、新旧対照表により説明を申し上げます。

2 ページをお開き下さい。

まず、第 5 条第 2 項中「1.05 を乗じて得た額」とございますが、今回より、具体的な消費税率を明示せず、「消費税法に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額」に改めようとするものでございます。

次に、附則第 2 項中「国有財産特別措置法」の次に、「（昭和 27 年法律第 219 号）」を加えるものでございます。

なお、附則として、この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第 5 号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9 議案第 6 号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

おはようございます。

議案第 6 号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について提案説明を申し上げます。

今回の条例改正は、毎年 9 月に支給をいたしております敬老祝金について、近隣市町の支給状況を参考に見直しを行い、本条例を改めようとするものです。なお、見直しにより生じた財源を平成 26 年度より実施しようとする高齢者福祉タクシーの財源の一部にあてようと考えております。

改正内容につきましては、多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表によりご説明いたしますので、2 ページをご覧ください。

受給資格の第 2 条において、満 90 歳及び（以下「到達者」という。）を削り、当該年の 9 月 1 日現在生存する高齢者の次に、（以下「到達者」という。）を加えようとするものです。

敬老祝金の額の第 3 条において、第 2 号の 1 万 5 千円を 1 万円に改め、第 3 号を削り、第 4 号の 3 万円を 2 万円に改め、第 4 号を第 3 号にしようとするもの

です。

1 ページの下段をご覧ください。

附則として、この条例は平成 26 年 4 月 1 日より、施行しようとするものです。

以上で、議案第 6 号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についての提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長(志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 10 議案第 7 号 多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

消防長 前原君。

消防長(前原 成俊)

議案第 7 号 多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例(案)の制定についての提案説明を申し上げます。

今回の改正は、本年 4 月 1 日から消費税及び地方消費税の税率が引上げられることによりまして、消防手数料における人件費・物件費の実費に部分的に変動が生じることから「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の一部が改正され、消防法に規定する危険物規制事務の審査に係る手数料等の額が改定されたことに伴い、「本条例」の一部を改正して整備しようとするものでございます。新旧対照表でご説明申し上げますので、お手数ですが、白紙の 3 ページを飛ばして 1 枚めくっていただき、見開きとなりますよう 4 ページ、5 ページをお開き下さい。

別表第 1 を記載しておりますが、4 ページが改正後の(新)、5 ページが改正前の(旧)となった新旧対照表となっております。

以降も偶数ページが改正後の(新)、奇数ページが改正前の(旧)となった新旧対照表としておりますので、よろしく願いいたします。

「金額の欄」の上から 6 段目をご覧ください。消防法第 11 条第 1 項の規定に基づく「危険物施設設置許可」のうち、指定数量の倍数が 200 を超える「製造所の設置許可申請」に係る審査事務手数料の額を 91,000 円から 92,000 円に 1,000 円増額するのをはじめ、以下、6 ページ、7 ページ中段の上から 19 段目の「指定数量の倍数が 200 を超える一般取扱所」までにかけて 14 項目にわたり、「設置許可」の審査事務手数料を、その貯蔵容量や取扱い容量に応じて、それぞれ 1,000 円から 3 万円の幅で増額しようとするものでございます。

続きまして同じく 6 ページ、7 ページの金額の欄の下から 3 段目をご覧ください。

消防法第 11 条の 2 第 1 項の規定に基づく「完成検査前検査」のうち、危険物貯

蔵容量が、10,000kℓ以上 50,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所の「溶接部検査」に係る、審査事務手数料を95万円から99万円に4万円増額するのをはじめ、以下、8ページ、9ページの上から3段目までにかけて5項目にわたり、「溶接部検査」の審査事務手数料を、その貯蔵容量に応じて、それぞれ4万円から20万円の幅で増額しようとするものでございます。

同じく8ページ、9ページ「金額の欄」の上から10段目をご覧ください。

消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく「保安に関する検査」、のうち、危険物貯蔵容量が、5,000kℓ以上 10,000kℓ未満の特定屋外タンク貯蔵所の「保安に関する検査」に係る審査事務手数料を41万円から43万円に2万円増額するのをはじめ、以下6項目にわたり、「保安に関する検査」、の審査事務手数料をその貯蔵容量に応じて、それぞれ2万円から17万円の幅で増額しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして施行日は平成26年4月1日を予定しています。

以上、誠に簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます、議案第7号の提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11 議案第8号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第6号）についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

それでは、議案第8号 平成25年度多度津町一般会計補正予算（第6号）について提案説明を申し上げます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額、92億4千340万円から、歳入歳出それぞれ、2億7千430万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、89億6千910万円とするものでございます。

このたびの補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは、幼稚園費で、減額補正の主なものは、児童福祉費、消防費、中学校費で、また不用額等の増減による補正でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、雑入で、減額補正の主なものは、国庫補助金、基金繰入金、町債でございます。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費であります。

5ページの、第2表、繰越明許費をご覧ください。

款3民生費、項2児童福祉費、中讃広域行政事務組合負担金、こども・子育て

支援事業で208万1千円、款6農林水産業費、項1農業費、ため池ハザードマップ作成事業で1千512万円、款7商工費、項7商工費、町内物産販売基盤整備モデル事業で283万2千円、款8土木費、項2道路橋梁費、町道舗装事業で310万円、同じく、項2道路橋梁費、川西阿庄線道路新設整備事業で440万円、同じく、項2道路橋梁費、道路新設拡張事業で540万円、同じく、項4港湾費、港湾建設事業・佐柳港2号浮き棧橋で1千100万円、款9消防費、項1消防費、消防車両等整備事業で646万1千円、同じく、項1消防費、消防庁舎移転建設等事業で6億6千626万4千円、款10教育費、項4幼稚園費、四箇幼稚園舎及び附帯設備改修事業で1千590万3千円について、それぞれ翌年度へ繰り越しを行うものでございます。

6ページをお開き下さい。

第3条、債務負担行為の補正で、第3表債務負担行為の補正でございます。

限度額の補正で、多度津町児童館指定管理料を7千300万円に、多度津町いこいの家指定管理料を710万円に、多度津町生活支援ハウス指定管理料を2千400万円に、多度津町介護予防拠点施設指定管理料を270万円に、多度津町パークアンドライド駐車場指定管理料を255万円に、多度津町都市公園指定管理料を740万円に、多度津町公民館指定管理料を7千180万円に、多度津町立明徳会図書館指定管理料を3千280万円に、多度津町立資料館指定管理料を2千30万円に、多度津町民会館指定管理料を5千390万円に、多度津町佐柳島体験センター指定管理料を180万円に、多度津町高見島研修センター指定管理料を290万円に、多度津町総合スポーツセンター指定管理料を4千90万円に、多度津町立水泳プール指定管理料を6千760万円に、変更するものでございます。

7ページをお開き下さい。

多度津中学校改築事業で、期間を平成26年度に限度額を19億7千700万円に、変更するものでございます。

8ページをお開き下さい。

第4条地方債の補正で、第4表地方債の補正でございます。

道路整備事業を8千370万円に、排水路整備事業を1千750万円に、港湾整備事業を1千550万円に、教育施設整備事業を2億1千560万円に、農業施設整備事業を1千30万円に、消防施設整備事業を7億8千160万円に、それぞれ減額するものです。また、臨時財政対策債を4億6千542万3千円に増額するものです。

それでは、28ページをお開き下さい。

歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

歳出といたしましては、款1議会費は4万4千円を減額補正し、1億1千733万3千円に改めるものです。

30 ページをお開き下さい。

款 2 総務費は 625 万 9 千円を減額補正し、12 億 3 千 306 万 7 千円に改めるものです。

項 1 総務管理費は 531 万 5 千円を減額し、内訳として、目 1 一般管理費は 118 万 8 千円を減額。目 2 文書広報費は 40 万円を減額。目 5 財産管理費は 139 万 1 千円を減額。目 6 企画費は 193 万 6 千円を減額。目 9 地方振興費は 19 万 9 千円を減額。

32 ページをお開き下さい。

目 10 交通安全対策費は 20 万 1 千円を減額するものです。

項 2 徴税费は 11 万 1 千円を増額し、内訳として、目 1 税務総務費は 83 万 8 千円を減額。目 2 賦課徴収費は 94 万 9 千円を増額するものです。項 3 戸籍住民基本台帳費は 108 万 8 千円を減額。項 5 統計調査費は 3 万 3 千円を増額するものです。

34 ページをお開き下さい。

款 3 民生費は 1 千 833 万 5 千円を減額補正し、26 億 1 千 608 万円に改めるものです。

項 1 社会福祉費は 1 千 574 万 3 千円を増額し、内訳として、目 1 社会福祉総務費は 2 千 122 万 7 千円を増額、目 3 老人福祉費は 688 万 5 千円を減額。目 4 総合福祉センター費は 6 千円を減額。

36 ページをお開き下さい。

目 6 社会福祉施設事業費は 50 万 3 千円を減額。目 7 障害者福祉費は 191 万円を増額するものです。項 2 児童福祉費は 3 千 407 万 8 千円を減額し、内訳として、目 1 児童福祉費は 2 千 355 万 8 千円を減額。目 2 児童保育費は 342 万円を減額。目 3 母子福祉費は 50 万円を増額。目 5 乳幼児福祉費は 760 万円を減額するものです。

40 ページをお開き下さい。

款 4 衛生費は 1 千 847 万 3 千円を減額補正し、6 億 2 千 748 万 6 千円に改めるものです。

項 1 保健衛生費は 1 千 228 万 4 千円を減額し、内訳として、目 1 保健衛生総務費は 538 万 3 千円を減額。目 2 予防費は 603 万 1 千円を減額。

42 ページをお開き下さい。

目 3 環境衛生費は 24 万円を減額。目 4 火葬場費は 37 万 4 千円を減額。目 5 環境保全費は、25 万 6 千円を減額するものです。項 2 清掃費は 618 万 9 千円を減額し、内訳として、目 1 清掃総務費は 220 万円を減額。目 2 し尿処理費は 19 万 3 千円を減額。目 3 じん芥処理費 379 万 6 千円を減額するものです。

44 ページをお開き下さい。

款 5 労働費は 17 万円を減額補正し、1 千 806 万 5 千円に改めるものです。

46 ページをお開き下さい。

款 6 農林水産業費は 680 万 6 千円を減額補正し、2 億 2 千 57 万 5 千円に改めるものです。

項 1 農業費は 663 万円を減額し、内訳として、目 1 農業委員会費は 10 万 3 千円を減額。目 2 農業総務費は 1 万 1 千円を減額。目 3 農業振興費は 430 万円を減額。目 4 農地費は 218 万 6 千円を減額。目 5 地籍調査費は 3 万円を減額するものです。

48 ページをお開き下さい。

項 2 林業費は 1 千円を減額。項 3 水産業費は 17 万 5 千円を減額し、内訳として、目 1 水産業振興費は 17 万 1 千円を減額。目 2 漁港建設費は 4 千円を減額するものです。

50 ページをお開き下さい。

款 7 商工費は 226 万 2 千円を減額補正し、1 億 2 千 601 万 6 千円に改めるものです。

項 1 商工費は、226 万 2 千円を減額し、内訳として、目 1 商工総務費は 3 万 5 千円を増額。目 3 観光費は 229 万 7 千円を減額するものです。

52 ページをお開き下さい。

款 8 土木費は 2 千 749 万 7 千円を減額補正し、7 億 8 千 189 万 3 千円に改めるものです。

項 1 土木管理費は 991 万 8 千円の減額。項 2 道路橋梁費は 949 万円を減額し、内訳として、目 1 道路橋梁総務費は 60 万円の減額。目 2 道路維持修繕費は 24 万円の減額。

目 3 道路新設改良舗装費は 865 万円を減額するものです。項 3 河川費は 97 万 5 千円を減額し、内訳として、目 2 河川改良費は、財源内訳の変更。目 3 施設管理費は 97 万 5 千円を減額するものです。項 4 港湾費は 653 万円を減額し、内訳として、目 1 港湾管理費 39 万円の減額。目 2 港湾建設費は 614 万円を減額するものです。項 5 住宅費は 35 万 2 千円を減額。項 6 都市計画費は 23 万 2 千円を減額するものです。

56 ページをお開き下さい。

款 9 消防費は 1 千 937 万 6 千円を減額補正し、11 億 5 千 410 万 9 千円に改めるものです。項 1 消防費は 1 千 937 万 6 千円を減額し、内訳として、目 1 常備消防費は 386 万 8 千円の減額、58 ページをお開き下さい。

目 2 非常備消防費は 227 万 1 千円の減額。目 3 消防施設費は 1 千 319 万 5 千円の減額。目 4 防災費は予算の組み替え。目 5 水難救済会費は 4 万 2 千円を減額するものです。

60 ページをお開き下さい。

款 10 教育費は 1 億 7 千 507 万 8 千円を減額補正し、10 億 1 千 890 万 7 千円に改めるものです。項 1 教育総務費は 600 万 9 千円を減額。項 2 小学校費は 84 万 7 千円を減額し、内訳として、目 1 学校管理費は 4 万 8 千円を減額。目 2 教育振興費は 113 万円を減額。目 3 学校建設費は 33 万 1 千円を増額するものです。項 3 中学校費は 1 億 7 千 697 万 3 千円を減額し、内訳として、目 1 学校管理費は 5 万円を減額。目 2 教育振興費は 45 万 5 千円を減額。目 3 学校建設費は 1 億 7 千 646 万 8 千円を減額するものです。

項 4 幼稚園費は 1 千 586 万 5 千円を増額。項 5 社会教育費は 344 万 9 千円を減額し、内訳として、62 ページをお開き下さい。

目 1 社会教育総務費は 336 万 8 千円を減額。目 2 公民館費は 8 万 1 千円を減額するものです。項 6 保健体育費は 366 万 5 千円を減額し、内訳として、目 1 保健体育総務費は 12 万 6 千円を減額。目 2 学校給食共同調理場費は 271 万 5 千円を減額。目 3 体育施設費は 82 万 4 千円を減額するものです。

64 ページをお開き下さい。

款 12 公債費は、予算の組み替えでございます。

続いて、歳入について説明を申し上げます。

14 ページをお開き下さい。

款 6 分担金及び負担金は 54 万 5 千円を減額補正し、1 億 3 千 151 万 9 千円に改めるものです。項 1 分担金の目 1 農林水産業費分担金は 15 万 1 千円を減額。項 2 負担金の目 2 民生費負担金は 39 万 4 千円を減額するものです。

16 ページをお開き下さい。

款 7 使用料及び手数料は 8 万 2 千円を増額補正し、1 億 6 千 484 万 4 千円に改めるものです。項 1 使用料の目 1 民生費使用料は 1 万 8 千円を減額。項 2 手数料の目 3 消防費手数料は 10 万円を増額するものです。

18 ページをお開き下さい。

款 8 国庫支出金は 6 千 972 万 1 千円を減額補正し、7 億 4 千 14 万 9 千円に改めるものです。項 1 国庫負担金は 1 千 797 万 2 千円を減額し、内訳として、目 1 民生費国庫負担金は 1 千 754 万 6 千円を減額。目 3 農林水産業費国庫負担金は 42 万 6 千円を減額するものです。項 2 国庫補助金は 5 千 174 万 9 千円を減額し、内訳として、目 2 農林水産業費国庫補助金は 16 万円を減額。目 3 民生費国庫補助金は 52 万 5 千円を増額。目 6 教育費国庫補助金は 5 千 133 万 7 千円を減額。目 7 衛生費国庫補助金は 77 万 7 千円を減額するものです。

20 ページをお開き下さい。

款 9 県支出金は 1 千 177 万 9 千円を減額補正し、6 億 2 千 614 万 8 千円に改めるものです。項 1 県負担金は 356 万 7 千円を減額し、内訳として、目 1 民生費

県負担金は 386 万円を減額。目 2 衛生費県負担金は 50 万 6 千円を増額。目 3 農林水産業費県負担金は 21 万 3 千円を減額するものです。項 2 県補助金は 821 万 2 千円を減額し、内訳として、目 2 民生費県補助金は 546 万 6 千円を減額。目 3 衛生費県補助金は 20 万 6 千円を減額。目 4 農林水産業費県補助金は 244 万円を減額。目 6 土木費県補助金は 10 万円を減額するものです。

22 ページをお開き下さい。

款 12 繰入金は 9 千 850 万 8 千円を減額し、3 億 4 千 603 万円に改めるものです。

24 ページをお開き下さい。

款 14 諸収入は 1 千 948 万 4 千円を増額補正し、1 億 7 千 788 万円に改めるものです。

26 ページをお開き下さい。

款 15 町債は 1 億 1 千 331 万 3 千円を減額補正し、15 億 8 千 962 万 3 千円に改めるものです。項 1 町債の目 3 土木債は 2 千 100 万円を減額。目 4 消防債は 1 千 50 万円を減額。目 5 教育債は 1 億 770 万円を減額。目 6 農林水産業債は 130 万円を減額。目 9 臨時財政対策債は 2 千 718 万 7 千円を増額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 92 億 4 千 340 万円から、2 億 7 千 430 万円を減額し、89 億 6 千 910 万円に改めようとするものでございます。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 12 議案第 9 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 神原君。

住民課長（神原 宏一）

おはようございます。

議案第 9 号 平成 25 年度 多度津町特別会計国民健康保険 補正予算（第 3 号）についての提案説明を申し上げます。

国 1 ページをお願いします。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 2,849,980 千円から、歳入歳出それぞれ 113,900 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,736,080 千円とするものでございます。

今回の補正の主なものは、歳出では、保険給付費、共同事業拠出金の減額、歳入では、繰入金、繰越金の増額、国庫支出金、共同事業交付金の減額でござい

ます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算 事項別明細書により、ご説明をいたします。

まず、歳出についてでございます。国 14 ページをお願いします。

款 1 総務費は 140 千円減額し、43,350 千円とするものでございます。内訳は、項 1 総務管理費 100 千円、項 4 趣旨普及費 40 千円をそれぞれ減額するものでございます。

款 2 保険給付費は 52,900 千円減額し、1,884,314 千円とするものでございます。

内訳として、項 1 一般被保険者療養諸費は 31,000 千円、項 2 退職被保険者療養諸費は 20,500 千円をそれぞれ減額、国 16 ページにかけてでございますが、項 4 一般被保険者高額療養費は、財源内訳を変更、項 5 退職被保険者等高額療養費は 1,000 千円を増額、項 6 出産育児諸費は 2,100 千円、項 7 葬祭諸費は 300 千円を、それぞれ減額するものでございます。

款 3 項 1 後期高齢者支援金等は、支援金額等の確定により 1,288 千円減額し、306,542 千円とするものでございます。国 18 ページをお願いします。

款 4 項 1 前期高齢者納付金等は、納付金額等の確定により 5 千円減額し、314 千円とするものでございます。

款 6 項 1 介護納付金は、納付金額の確定より 702 千円減額し、121,298 千円とするものでございます。

款 7 項 1 共同事業拠出金は、拠出金額の確定により 50,973 千円減額し、292,442 千円とするものでございます。内訳は、目 1 高額医療費共同事業拠出金 11,063 千円、目 2 保険財政共同安定化事業拠出金 39,910 千円をそれぞれ減額するものでございます。

款 8 保健事業費は 7,892 千円減額し、29,573 千円とするものでございます。内訳は、項 1 特定健康診査等事業費 6,942 千円、国 20 ページをお願いします。項 2 保健事業費 950 千円を、それぞれ減額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。国 10 ページをお願いします。

款 1 国民健康保険税は、内訳を変更し、項 1 一般被保険者国民健康保険税を 12,000 千円増額し、項 2 退職被保険者等国民健康保険税を 12,000 千円減額するものでございます。

款 2 国庫支出金は 74,491 千円減額し、520,318 千円とするものでございます。項 1 国庫負担金は 14,491 千円の減額で、内訳は、目 1 療養給付費等負担金 10,000 千円、目 2 高額医療費共同事業負担金 2,766 千円、目 3 特定健康診査等負担金 1,725 千円を、それぞれ減額するものでございます。項 2 国庫補助金は、目 1 普通調整交付金 60,000 千円の減額でございます。

款 3 項 1 療養給付費等交付金は、交付金額の確定により 6,366 千円 増額し、166,367 千円とするものでございます。

款 4 項 1 前期高齢者交付金は、交付金額の確定により、1,019 千円 減額し、833,981 千円とするものでございます。

款 5 県支出金は 4,491 千円減額し、105,809 千円とするものでございます。

項 1 県負担金目 1 高額医療費共同事業負担金 2,766 千円、目 2 特定健康診査等負担金 1,725 千円をそれぞれ減額するものでございます。

款 6 項 1 共同事業交付金は 80,512 千円減額し、233,088 千円とするものでございます。内訳は、目 1 高額医療費共同事業交付金 6,444 千円、目 2 保険財政共同安定化事業交付金 74,068 千円の減額でございます。

款 8 繰入金は 17,760 千円増額し、196,070 千円とするものでございます。

内訳は、項 1 他会計繰入金の目 1 一般会計繰入金 2,891 千円、目 2 職員給与費等繰入金 140 千円、目 3 出産育児一時金等繰入金 1,400 千円をそれぞれ減額し、国 12 ページをお願いします。目 4 財政安定化事業繰入金 22,191 千円を増額するものでございます。

款 9 項 1 繰越金は 22,519 千円増額し、106,337 千円とするものでございます。

款 10 諸収入は 32 千円減額し、9,020 千円とするものでございます。

項 5 雑入の減額でございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 113,900 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,736,080 千円とするものでございます。

まことに簡単ではございますが、議案第 9 号 平成 25 年度 多度津町特別会 国民健康保険 補正予算（第 3 号）についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 13 議案第 10 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 河田君。

上下水道課長（河田 数明）

おはようございます。

議案第 10 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）について提案説明を申し上げます。下 1 ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正につきましては、第 1 条で示してありますように、既定の歳入歳出予算の総額 9 億 1 千 256 万 9 千円から、歳入歳出それぞれ 804 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9 億 452 万 5 千円に改

めようとするものでございます。

今回の補正の主なものとしたしましては、歳出は、総務費及び下水道費の減額補正でございます。一方、歳入は繰入金の減額補正などでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

まずはじめに歳出でございますが、下 10 ページをお開き下さい。

款 1 総務費につきましては、1 億 7 千 241 万 2 千円から 197 万 1 千円減額し、1 億 7 千 44 万 1 千円に改めようとするものでございます。その内訳といたしまして、項 1 総務管理費で 30 万 7 千円の減額、項 2 業務管理費で 166 万 4 千円の減額でございます。

款 2 下水道費につきましては、5 千 90 万 7 千円から 607 万 3 千円減額し、4 千 483 万 4 千円に改めようとするものでございます。

続きまして、歳入につきまして、説明をいたしますので、下 8 ページをお開き下さい。

款 1 分担金及び負担金につきましては、262 万 6 千円から 42 万円増額し、304 万 6 千円に改めようとするものでございます。

款 2 使用料及び手数料につきましては、2 億 7 千 868 万 7 千円から 42 万円増額し、2 億 7 千 910 万 7 千円に改めようとするものでございます。その内訳といたしまして、項 1 使用料で 40 万円の増額、項 2 手数料で 2 万円の増額でございます。

款 5 繰入金につきましては、3 億 7 千 212 万 5 千円から 933 万円減額し、3 億 6 千 279 万 5 千円に改めようとするものでございます。

款 7 諸収入につきましては、2 千円から 44 万 6 千円増額し、44 万 8 千円に改めようとするものでございます。その内訳といたしまして、項 1 預金利子で 1 万円の増額、項 2 雑入で 43 万 6 千円の増額でございます。

以上、既定の歳入歳出予算の総額 9 億 1 千 256 万 9 千円を、9 億 452 万 5 千円に改めようとするものでございます。

誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 14 議案第 11 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長山下 俊和）

議案第 11 号 平成 25 年度 多度津町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）

につきまして、提案説明を申し上げます。

介 1 ページをお開きください。

今回の補正は、第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額 21 億 3,579 万 6 千円から、歳入歳出それぞれ 6,462 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 20 億 7,116 万 9 千円にしようとするものです。

この度の歳出における補正の主なものは、総務費のシステム改修に伴う増額、保険給付費の介護サービス等諸費の減額で、一方、歳入における補正の主なものは、システム改修に伴う国庫補助金、及び財源調整による基金繰入金の増額、保険給付費にかかる国庫支出金、及び支払基金交付金の減額です。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により「歳出」からご説明申し上げます。

介 10 ページをお開きください。

款 1 総務費は、67 万 3 千円の増額補正により、5,444 万 5 千円に改めようとするもので、項 1 総務管理費で 4 月からの消費税 3%アップに伴う介護報酬改定等に係るシステム改修費の増額です。

款 2 保険給付費は、6,530 万円の減額補正により、18 億 7,890 万 7 千円に改めようとするもので、項 1 介護サービス等諸費は、6,550 万の減額で、その内訳は、居宅介護サービス給付費 2,450 万、地域密着型介護サービス給付費 500 万円、施設介護サービス給付費 3,400 万、介 12 ページをお開きください。

居宅介護住宅改修費 200 万、それぞれの減額によるものです。

介 14 ページをお開きください。

項 3 その他諸費は 20 万円の増額で、審査支払手数料の増額によるものです。次に、「歳入」について、ご説明いたします。

介 8 ページをお開きください。

款 3 国庫支出金は、3,881 万 6 千円の減額補正により、4 億 4,300 万 5 千円に改めようとするもので、項 1 国庫負担金で、介護給付費負担金 2,309 万円の減額、項 2 国庫補助金で、調整交付金 1,606 万 2 千円の減額、システム改修費補助金 33 万 6 千円の増額によるものです。

款 4 支払基金交付金は、3,650 万 4 千円の減額補正により、5 億 3,268 万 2 千円に改めようとするもので、介護給付費交付金の減額によるものです。

款 8 繰入金は、1,069 万 3 千円の増額補正により、3 億 4,654 万 1 千円に改めようとするもので、項 2 基金繰入金の増額によるものです。

以上、簡単ですが提案説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 15 議案第 12 号 平成 25 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第 12 号 平成 25 年度 多度津町特別会計後期高齢者医療 補正予算（第 1 号）についての提案説明を申し上げます。

後 1 ページをお願いします。

第 1 条は、既定の歳入歳出予算の総額 323,620 千円に、歳入歳出それぞれ 66 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 323,686 千円とするものがございます。

詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳出についてでございます。後 10 ページをお願い致します。

款 2 後期高齢者医療 広域連合納付金は 66 千円増額し、317,746 千円とするもので、香川県後期高齢者医療広域連合の予算補正に伴い、本町からの納付金額を変更するものがございます。

次に、歳入についてご説明いたします。後 8 ページをお願いします。

款 1 後期高齢者医療保険料は 4,300 千円減額し、245,000 千円とするものがございます。内訳は、項 1 後期高齢者医療保険料の、目 1 特別徴収保険料 5,700 千円の減額、目 2 普通徴収保険料 1,400 千円の増額でございます。

款 3 繰入金は 1,045 千円減額し、72,189 千円とするものがございます。

内訳は、項 1 一般会計繰入金の、目 1 事務費繰入金 693 千円、目 2 保険基盤安定繰入金 352 千円を、それぞれ減額するものがございます。

款 6 繰越金は、5,411 千円増額し、5,412 千円とするものがございます。

前年度からの繰越金を予算化するものがございます。

以上により、歳入歳出それぞれ 66 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 323,686 千円とするものがございます。

まことに簡単でございますが、議案第 12 号 平成 25 年度 多度津町特別会計後期高齢者医療 補正予算（第 1 号）についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は 13 時ちょうどにいたします。

休憩 11 時 50 分

再開 13時00分

議長（志村 忠昭）

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

日程第16 議案第13号 平成26年度多度津町一般会計予算についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

総務課長 石原君。

総務課長（石原 光弘）

議案第13号 平成26年度多度津町一般会計予算について提案説明を申し上げます。

一般会計予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、96億6千万円とするものでございます。

第2条は、債務負担行為で、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間、限度額を定めるものでございます。

9ページをお開き下さい。

第2表債務負担行為に記載してありますように、多度津町土地開発公社に対する債務保証及び公有財産管理台帳整備業務委託料について債務負担行為を行うものでございます。

再度、1ページをご覧下さい。

第3条は地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めるものでございます。

10ページをお開き下さい。

第3表地方債に、平成26年度に起こす地方債を記載しております。

再度、1ページをご覧下さい。

第4条は、一時借入金で、地方自治法第235条の3第2項による一時借入金の、借り入れの最高額を、20億円と定めるものでございます。

また、第5条では歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

それでは、一般会計予算書並びに別冊の一般会計予算資料により説明を申し上げます。

本年度の予算総額は、96億6千万円、前年度当初予算、76億7千万円に比べ、

19億9千万円の増額、率で、25.9%の増となりました。

別冊の一般会計予算資料の2ページをお開き下さい。

まず、順位で歳入の科目別構成比から説明を申し上げます。1位は町税で、30億870万6千円、構成比は31.2%、前年度に比べ1.9%の減。2位は町債で、19億3千430万円、構成比は20.0%、前年度に比べ113.6%の増。3位は地方交付税で、14億9千万円、構成比は15.4%、前年度に比べ3.5%の増。4位は国庫支出金で10億3千476万1千円、構成比は10.7%、前年度に比べ34.1%の増。5位は繰入金で、7億8千668万7千円、構成比は8.1%、前年度に比べ、596.2%の増。

以上が5位までの歳入科目の構成でございます。

この歳入について性質別に区分しますと、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入はいわゆる自主財源でございます。この合計は、42億7千722万7千円で、構成比は44.3%、前年度に比べ3.2%の減であります。

また、残りの地方譲与税、自動車取得税交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金、町債、利子割交付金、地方消費税交付金、地方特例交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金のいわゆる依存財源は、53億8千277万3千円で、構成比は、55.7%であります。

それでは、一般会計予算書の16ページをお開き下さい。

歳入予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

款1町税は前年度より5千940万1千円の減額、30億870万6千円を計上しました。

項1町民税は13億4千564万4千円。18ページをお開き下さい。項2固定資産税は13億9千360万円。項3軽自動車税は5千295万2千円。項4たばこ税は1億5千万円。項8都市計画税は6千651万円を計上しました。

22ページをお開き下さい。

款2、地方譲与税は、前年度より400万円の減額、6千250万円を計上しました。

項1、地方揮発油譲与税は、1千600万円。項2、自動車重量譲与税は、4千500万円。項4、特別とん譲与税は、150万円を計上しました。

24ページをお開き下さい。

款3、自動車取得税交付金は、前年度より700万円の減額、800万円を計上しました。26ページをお開き下さい。

款4、地方交付税は前年度より5千万円の増額、14億9千万円を計上しました。

28ページをお開き下さい。

款5交通安全対策特別交付金は、前年度より100万円の減額、500万円を計上しました。

30 ページをお開き下さい。

款 6 分担金及び負担金は、前年度より 200 万 2 千円の減額、1 億 3 千 8 万 9 千円を計上しました。項 1 分担金は、223 万 8 千円。項 2 負担金は 1 億 2 千 785 万 1 千円を計上しました。

32 ページをお開き下さい。

款 7、使用料及び手数料は、前年度より 1 千 20 万円の増額、1 億 7 千 486 万 2 千円を計上しました。項 1、使用料は、1 億 532 万円。項 2、手数料は、6 千 954 万 2 千円を計上しました。

36 ページをお開き下さい。

款 8 国庫支出金は、前年度より 2 億 6 千 341 万円の増額、10 億 3 千 476 万 1 千円を計上しました。項 1 国庫負担金は、6 億 2 千 17 万 3 千円。項 2 国庫補助金は、4 億 944 万 8 千円。項 3、国庫委託金は、514 万円を計上しました。

40 ページをお開き下さい。

款 9 県支出金は、前年度より 1 千 590 万 6 千円の減額、5 億 7 千 241 万 2 千円を計上しました。項 1 県負担金は 3 億 4 千 284 万円。項 2 県補助金は 1 億 7 千 170 万 7 千円。

42 ページをお開き下さい。項 3 県委託金は 5 千 786 万 5 千円を計上しました。

46 ページをお開き下さい。

款 10 財産収入は、前年度より 179 万 1 千円の減額、1 千 289 万 9 千円を計上しました。

項 1 財産運用収入は 1 千 289 万 8 千円。項 2 財産売払収入は、存目のみを計上しました。

48 ページをお開き下さい。

款 11 寄附金は、前年度より、26 万円の減額、25 万 1 千円を計上しました。

50 ページをお開き下さい。

款 12 繰入金は、前年度より、6 億 7 千 368 万 6 千円の増額、7 億 8 千 668 万 7 千円を計上しました。項 1 繰入金は存目のみ。項 2 基金繰入金は、7 億 8 千 668 万 6 千円を計上しました。

52 ページをお開き下さい。款 13、繰越金は、存目のみの計上でございます。

54 ページをお開き下さい。

款 14、諸収入は、前年度より、1 千 546 万 4 千円の増額、1 億 6 千 373 万 2 千円を計上しました。項 1 延滞金加算金及び過料は、300 万円。項 2 預金利子は、40 万円。項 3 貸付金元利収入は、5 千 266 万 1 千円。項 4、雑入は、1 億 767 万 1 千円を計上しました。

58 ページをお開き下さい。

款 15 町債は、前年度より、10 億 2 千 880 万円の増額、19 億 3 千 430 万円を計

上しました。

60 ページをお開き下さい。

款 16 利子割交付金は、前年度と同額の、1 千万円を計上しました。

62 ページをお開き下さい。

款 18 地方消費税交付金は、前年度より 3 千 500 万円の増額、2 億 4 千 500 万円を計上しました。

64 ページをお開き下さい。

款 19 地方特例交付金は、前年度より、20 万円の減額、780 万円を計上しました。

66 ページをお開き下さい。

款 20 配当割交付金は、前年度より 500 万円の増額、1 千 200 万円を計上しました。

68 ページをお開き下さい。

款 21 株式等譲渡所得割交付金は、前年度と同額の 100 万円を計上しました。

以上が、平成 26 年度の歳入予算でございます。

続きまして、歳出予算について説明を申し上げます。

別冊の一般会計予算資料の 8 ページをお開き下さい。

性質別分類により説明を申し上げます。

いわゆる義務的経費の合計は、39 億 3 千 384 万 1 千円、前年度に比べ 5 千 861 万 3 千円の減、構成比は 40.7%。そのうち人件費は 15 億 3 千 799 万 2 千円、前年に比べ 2 千 2 万 6 千円の減、構成比は 15.9%。扶助費は、14 億 2 千 790 万円、前年度に比べ 2 千 102 万 1 千円の減、構成比は 14.8%。公債費は、9 億 6 千 794 万 9 千円、前年度に比べ 5 千 761 万 8 千円の減、構成比は、10.0%となりました。

次に、投資的経費は、28 億 3 千 825 万 8 千円、前年度に比べ 20 億 3 千 907 万 5 千円の増、構成比は 29.4%であります。

その他経費の合計は、28 億 8 千 790 万 1 千円、前年度と比べ 953 万 8 千円の増、構成比は 29.9%であります。そのうち物件費は 12 億 518 万円、前年度に比べ、5 千 321 万 1 千円の増、構成比は 12.5%。補助費等は 8 億 4 千 994 万円、前年度に比べ、3 千 910 万 5 千円の減、構成比は 8.8%。繰出金は 6 億 7 千 587 万 5 千円、前年度と比べ 2 千 506 万 1 千円の減、構成比は 7.0%。以上が 1 億円以上の性質別に見た歳出予算の構成でございます。

それでは、一般会計予算書の 70 ページをお開き下さい。

歳出予算について、事項別明細書により説明を申し上げます。

まず、款 1 議会費は、前年度より 174 万 4 千円の減額、1 億 1 千 864 万 2 千円を計上し、構成比は 1.2%となりました。

72 ページをお開き下さい。

款2、総務費は前年度より、4億8千983万3千円の増額、13億3千867万9千円を計上し、構成比は、13.9%となりました。項1、総務管理費は、4億8千238万4千円の増額、10億5千108万5千円を計上。

84 ページをお開き下さい。項2 徴税費は82万8千円の増額、1億8千647万2千円を計上。86 ページをお開き下さい。項3 戸籍住民基本台帳費は1千300万3千円の減額、5千435万6千円を計上。88 ページをお開き下さい。項4 選挙費は1千827万円の増額、3千241万6千円を計上。90 ページをお開き下さい。項5 統計調査費は121万7千円の増額、943万8千円を計上。項6 監査委員費は13万7千円の増額、491万2千円を計上しました。

94 ページをお開き下さい。

款3 民生費は前年度より812万5千円の減額、25億3千725万5千円を計上し、構成比は26.3%となりました。項1 社会福祉費は3千239万5千円の増額、14億991万1千円を計上。106 ページをお開き下さい。項2 児童福祉費は、4千52万円の減額、11億2千734万3千円を計上しました。

110 ページをお開き下さい。項3 災害救助費は、存目のみ計上しました。

112 ページをお開き下さい。

款4、衛生費は、前年度より、1千210万5千円の減額、6億3千676万3千円を計上し、構成比は、6.6%となりました。項1、保健衛生費は、1千184万円の減額、2億2千594万7千円を計上。120 ページをお開き下さい。項2 清掃費は、840万8千円の減額、

3億9千420万3千円を計上。122 ページをお開き下さい。項3 上水道費は、814万3千円の増額、1千661万3千円を計上しました。

124 ページをお開き下さい。

款5 労働費は前年度より260万円の増額、2千83万5千円を計上し、構成比は、0.2%となりました。

126 ページをお開き下さい。

款6 農林水産業費は、前年度より、2千289万円の減額、1億8千33万円を計上し、構成比は1.9%となりました。項1 農業費は2千652万1千円の減額、1億5千260万8千円を計上。132 ページをお開き下さい。項2 林業費は、前年度と同額の4千円を計上。

134 ページをお開き下さい。項3 水産業費は363万1千円の増額、2千771万8千円を計上しました。

138 ページをお開き下さい。

款7 商工費は前年度より2千779万円の減額、8千508万3千円を計上し、構成比は、0.9%となりました。

142 ページをお開き下さい。

款 8 土木費は、前年度より、5 千 734 万 4 千円の増額、6 億 5 千 836 万円を計上し、構成比は、6. 8%となりました。項 1 土木管理費は、1 千 302 万 8 千円の減額、2 億 3 千 386 万 2 千円を計上。項 2 道路橋梁費は 680 万 9 千円の増額、1 億 7 千 434 万 3 千円を計上。144 ページをお開き下さい。項 3 河川費は、6 千 372 万 9 千円の増額、1 億 5 千 89 万 3 千円を計上。項 4 港湾費は、178 万 1 千円の減額、6 千 27 万 4 千円を計上。146 ページをお開き下さい。項 5 住宅費は、160 万 1 千円の減額、2 千 169 万 1 千円を計上。148 ページをお開き下さい。項 6、都市計画費は、321 万 6 千円の増額、1 千 729 万 7 千円を計上しました。

150 ページをお開き下さい。

款 9 消防費は、前年度より 3 千 421 万 6 千円の減額、3 億 5 千 189 万 6 千円を計上し、構成比は 3. 6%となりました。

158 ページをお開き下さい。

款 10 教育費は、前年度より 16 億 471 万円の増額、27 億 3 千 420 万 5 千円を計上し、構成比は 28. 3%となりました。項 1 教育総務費は 1 千 558 万 5 千円の増額、2 億 1 千 170 万 6 千円を計上。160 ページをお開き下さい。項 2 小学校費は、3 千 47 万 7 千円の減額、1 億 1 千 92 万 9 千円を計上。164 ページをお開き下さい。項 3 中学校費は、16 億 4 千 594 万 3 千円の増額、20 億 3 千 23 万 3 千円を計上。168 ページをお開き下さい。項 4 幼稚園費は、1 千 881 万 3 千円を減額、8 千 603 万 3 千円を計上。170 ページをお開き下さい。項 5 社会教育費は、495 万 7 千円の減額、1 億 2 千 923 万 6 千円を計上。174 ページをお開き下さい。項 6 保健体育費は、257 万 1 千円を減額、1 億 6 千 606 万 8 千円を計上しました。

180 ページをお開き下さい。

款 11 災害復旧費は、存目のみの計上でございます。182 ページをお開き下さい。

款 12 公債費は、前年度より、5 千 761 万 7 千円を減額、9 億 6 千 794 万 9 千円を計上し、構成比は、10. 0%となりました。

184 ページをお開き下さい。

款 14 予備費は、前年度と同額の 3 千万円を計上いたしております。なお、その後のページに資料といたしまして、給与費の明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書、債務負担行為に係る調書を掲載いたしております。

地方債現在高の見込みに関する調書について、少し説明を申し上げます。193 ページをお開き下さい。最下段、一番下の合計欄で申しますと、前々年度、すなわち平成 24 年度末の現在高は、

90 億 8 千 35 万 3 千円、それに前年度、平成 25 年度末の見込み額が、91 億 4 千 365 万 3 千円でございます。それに当該年度、平成 26 年度の欄で、その起債見込み額が、25 億 9 千 250 万円と、元金の償還見込み額が、8 億 6 千 202 万 1 千円で、26 年度末の現在高は、108 億 7 千 413 万 2 千円と見込んでおります。

以上、簡単な説明でございますが、平成 26 年度一般会計予算の総額、歳入歳出それぞれ、96 億 6 千万円を計上いたしております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 17 議案第 14 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険予算について、議案第 15 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所予算についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第 14 号、議案第 15 号両議案を一括して、提案説明を申し上げます。

まず、議案第 14 号 平成 26 年度 多度津町特別会計国民健康保険予算についてでございます。

予算書 197 ページをお願いします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,800,000 千円にしようとするものでございます。前年度に比べ 30,000 千円、1.06%の減でございます。

第 2 条は、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 300,000 千円と定めるものでございます。

第 3 条は、歳出予算のうち、保険給付費における予算の流用について定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。206 ページをお願い致します。

款 1 国民健康保険税は、前年度より 6,880 千円減の 557,910 千円の計上でございます。項 1 一般被保険者国民健康保険税は 8,800 千円増の 516,300 千円、項 2 退職被保険者等国民健康保険税は 15,680 千円減の 41,610 千円でございます。

款 2 国庫支出金は、前年度より 101,622 千円減の 524,154 千円の計上でございます。

項 1 国庫負担金は 48,650 千円減の 391,651 千円で、内訳は、目 1 療養給付費等負担金 370,001 千円、目 2 高額医療費共同事業負担金 16,250 千円、目 3 特定健康診査等負担金 5,400 千円でございます。項 2 国庫補助金は 52,972 千円減の 132,503 千円で、内訳は、目 1 普通調整交付金 125,000 千円、目 2 特別調整交付金 7,502 千円、目 9 出産育児一時金等補助金 1 千円でございます。

款 3 項 1 療養給付費等交付金は、前年度より 23,000 千円減の 137,001 千円の計上でございます。

款 4 項 1 前期高齢者交付金は、前年度より 102,300 千円増の 937,300 千円の計

上でございます。

208 ページをお願いします。

款5 県支出金は、前年度より 11,350 千円増の 121,650 千円の計上でございます。項1 県負担金は 21,650 千円で、内訳は、目1 高額医療費共同事業負担金 16,250 千円、目2 特定健康診査等負担金 5,400 千円でございます。項2 県補助金は、財政調整交付金 100,000 千円でございます。

款6 項1 共同事業交付金は、前年度より 3,900 千円増の 317,500 千円の計上でございます。内訳は、目1 高額医療費共同事業交付金 32,500 千円、目2 保険財政 共同安定化事業 交付金 285,000 千円でございます。

款7 財産収入は、前年度より 200 千円減の 100 千円の計上でございます。

款8 繰入金は、前年度より 15,446 千円減の 195,734 千円の計上でございます。項1 他会計繰入金は、5,446 千円減の 155,734 千円で、内訳は、目1 一般会計繰入金 104,528 千円、目2 職員給与費等繰入金 44,605 千円、目3 出産育児一時金等繰入金 6,600 千円、目4 財政安定化事業繰入金存目 1 千円でございます。

項2 基金繰入金は、前年度より 10,000 千円減の 40,000 千円でございます。

款9 項1 繰越金は、存目 1 千円の計上でございます。

款10 諸収入は、前年度より 402 千円減の 8,650 千円の計上でございます。内訳は、項1 延滞金、加算金及び過料 2,000 千円、項2 保険税督促手数料 80 千円、項3 預金利子 50 千円、項5 雑入 6,520 千円でございます。

210 ページをお願いします。

以上により、歳入合計 2,800,000 千円の計上でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

212 ページをお願いします。

款1 総務費は、前年度より 266 千円増の 45,577 千円の計上でございます。項1 総務管理費は、33,765 千円で、内訳は、目1 一般管理費 30,319 千円、目2 国民健康保険団体連合会負担金 3,446 千円でございます。項2 徴税費は 10,975 千円、214 ページをお願いします。項3 運営協議会費は 637 千円、項4 趣旨普及費は 200 千円でございます。

款2 保険給付費は、前年度より 37,400 千円減の 1,899,814 千円の計上でございます。項1 一般被保険者療養諸費は 1,542,002 千円で、このうち、目1 一般被保険者療養給付費は 1,520,000 千円、目3 一般被保険者療養費は 22,000 千円でございます。項2 退職被保険者療養諸費は 119,002 千円で、このうち、目1 退職被保険者療養給付費は 116,000 千円、216 ページをお願いします。目4 退職被保険者療養費は 3,000 千円でございます。項3 審査支払手数料は 6,500 千円、項4 一般被保険者高額療養費は 203,000 千円、項5 退職被保険者等高額療養費は 18,000 千円、218 ページをお願いします。項6 出産育児諸費は 10,010 千円、

項7 葬祭諸費は、1,300千円でございます。

款3 項1 後期高齢者支援金等は、前年度より1,170千円増の309,000千円の計上でございます。

款4 項1 前期高齢者納付金等は、前年度より50千円増の250千円の計上でございます。

220ページにかけてでございますが、款5 項1 老人保健拠出金は、前年度と同額120千円の計上で、老人保健の精算分にかかるものでございます。

款6 項1 介護納付金は、前年度より1,200千円減の120,800千円の計上でございます。

款7 項1 共同事業拠出金は、前年度より6,600千円増の350,015千円の計上でございます。このうち、目1 高額医療費共同事業拠出金は65,000千円、目2 保険財政共同安定化事業拠出金は285,000千円でございます。

款8 保健事業費は、前年度より598千円増の38,063千円の計上でございます。項1 特定健康診査等事業費は28,688千円、222ページをお願いします。項2 保健事業費は9,375千円でございます。

款9 項1 基金積立金は、前年度より200千円減の100千円の計上でございます。

款10 項1 公債費は、存目1千円の計上でございます。224ページにかけてでございますが、款11 諸支出金は、前年度より116千円増の16,259千円の計上でございます。項1 償還金及び還付加算金3,701千円、項2 繰出金12,558千円でございます。

款12 項1 前年度繰上充用金は、存目1千円の計上でございます。

款13 項1 予備費は20,000千円の計上でございます。

以上により、歳出合計2,800,000千円を計上し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,800,000千円とするものでございます。

次に、議案第15号 平成26年度 多度津町特別会計国民健康保険 直営診療所 予算についての提案説明を申し上げます。

予算書231ページをお願い致します。第1条において、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,300千円にしようとするものでございます。前年度に比べ、400千円、1.56%の減でございます。

第2条は、地方自治法 第235条の3 第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を10,000千円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算 事項別明細書によりご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

予算書238ページをお願い致します。

款1 診療収入、項1 外来収入は、前年度より510千円減の12,720千円の計上でございます。内訳は、目1 国民健康保険診療収入3,700千円、目2 社会保険診

療収入 250 千円、目 4 一部負担金 1,550 千円、目 5 その他の収入 720 千円、目 6 後期高齢者医療診療報酬収入 6,500 千円でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、前年度より 6 千円減の 20 千円の計上でございます。

款 3 繰入金、項 1 他会計繰入金は、前年度より 116 千円増の 12,558 千円の計上で、国保会計からの繰入金でございます。

款 4 項 1 繰越金、款 5 項 1 諸収入はいずれも、存目 1 千円の計上でございます。以上により、歳入合計を 25,300 千円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

240 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 施設管理費は、前年度より 500 千円減の 18,280 千円の計上でございます。

款 2 医業費、項 1 医療諸費は、前年度より 100 千円増の 6,919 千円の計上でございます。242 ページをお願い致します。内訳は、目 1 医療用機械器具費 219 千円、目 2 医薬材料費 6,700 千円でございます。

款 3 項 1 公債費は、存目 1 千円の計上でございます。

款 4 項 1 予備費は 100 千円の計上でございます。

以上により、歳出合計 25,300 千円を計上し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,300 千円とするものでございます。

以上、議案第 14 号、議案第 15 号両議案を一括して、提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 18 議案第 16 号 平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第 16 号 平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道予算について提案説明を申し上げます。

予算書 249 ページをお開きください。

歳入歳出予算につきましては、第 1 条でお示ししてありますように、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 8 千 957 万 3 千円にしようとするものでございます。これは前年度比 1.9%、1 千 744 万 1 千円の減額でございます。

次に第 2 条の地方債につきましては、252 ページをお開きください。

第2表地方債で、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法について定めるもので、限度額につきましては、4億2千920万円を予定しております。249ページにお戻りください。

第3条の一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の最高額を定めるものでございます。

第4条の歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算を流用することができる場合について定めるものでございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。256ページをお開きください。まず歳入予算でございます。

款1分担金及び負担金につきましては、前年度264万6千円から132万2千円減額の、132万4千円を計上いたしております。

款2使用料及び手数料につきましては、前年度2億9千182万7千円から83万5千円増額の、2億9千266万2千円を計上いたしております。

款3国庫支出金につきましては、330万円を計上いたしております。

款4県支出金につきましては、存目のみ1千円を計上いたしております。

款5繰入金につきましては、前年度1億8千573万8千円より2千265万5千円減額の、1億6千308万3千円を計上いたしております。

款6繰越金につきましては、存目のみ1千円を計上いたしております。

款7諸収入につきましては、項1預金利子及び項2雑入で、それぞれ存目のみ1千円を計上いたしております。

款8町債につきましては、前年度4億2千680万円より240万円増額の、4億2千920万円を計上いたしております。これによりまして、歳入予算の合計を8億8千957万3千円とするものでございます。

次に歳出予算でございます。258ページをお開きください。

款1総務費につきましては、前年度1億6千808万6千円より1千259万8千円減額の、1億5千548万8千円を計上いたしております。

その内訳と致しまして、項1総務管理費は、59万2千円を計上するもので、主に日本下水道協会負担金などの管理的経費でございます。同じく項2業務管理費は、1億5千489万6千円を計上するもので、主に中讃流域下水道維持管理負担金などの維持管理的経費でございます。260ページをお開きください。

款2下水道費につきましては、前年度5千18万1千円より352万6千円減額の、4千665万5千円を計上いたしております。これは主に下水道整備事業費でございます。262ページをお開きください。

款3公債費につきましては、前年度6億8千874万7千円より131万7千円減

額の、6億8千743万円を計上いたしております。その内訳といたしまして長期債償還元金で5億3千700万円、利子で1億5千43万円をそれぞれ計上いたしております。以上によりまして、歳入歳出の総額を歳入歳出予算それぞれ8億8千957万3千円とするものでございます。

なお、264ページから267ページに給与費明細書、268ページに地方債現在高の見込みに関する調書をお示ししてあります。

まことに簡単な説明ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第19 議案第17号 平成26年度多度津町特別会計介護保険事業予算についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

福祉保健課長 山下君。

福祉保健課長（山下 俊和）

議案第17号 平成26年度多度津町特別会計介護保険事業予算について提案説明を申し上げます。

予算書269ページより、ご説明をいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億6,366万9千円とするものでございます。

次に、第2条は、一時借入金の最高限度額を3億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の流用について規定するものでございます。

それでは、歳入の事項別明細書によりご説明を申し上げます。

予算書の278ページをお開きください。

款1 介護保険料は、前年度より1,100万円の増額で、3億7,880万円を計上しております。

款2 使用料及び手数料は、前年度と同額の4万1千円を計上しております。

款3 国庫支出金は、前年度より323万円の減額で、4億7,837万1千円を計上しております。その内訳は、項1 国庫負担金は、3億4,684万円を計上しております。項2 国庫補助金は、1億3,153万1千円を計上しております。

款4 支払基金交付金は、前年度より224万円の増額で、5億7,131万円を計上しております。

款5 県支出金は、前年度より12万8千円の減額で、2億9,553万8千円を計上しております。項1 県費負担金は、2億8,765万6千円を計上しております。

項2 県費補助金は、788万2千円を計上しております。

款 6 財産収入は、前年度より 20 万円の減額で、10 万 1 千円を計上しております。

280 ページをお開きください。

款 7 寄附金は、前年度と同額、存目 1 千円を計上しております。

款 8 繰入金は、前年度より 719 万 1 千円の減額で、3 億 3,607 万 9 千円を計上しております。項 1 一般会計繰入金は、2 億 6,838 万円を計上しております。

項 2 基金繰入金は、6,769 万 9 千円を計上しております。

款 9 繰越金は、前年度と同額、存目 1 千円を計上しております。

款 10 諸収入は、前年度より 303 万 1 千円の増額で、342 万 7 千円を計上しております。項 1 延滞金、加算金及び過料は 3 千円を計上しており、項 2 預金利子は、2 万円を計上しております。項 3 雑入は、340 万 4 千円を計上しております。

以上が、平成 26 年度の歳入予算でございます。

次に、歳出についてのご説明を申し上げます。

284 ページをお開きください。

款 1 総務費は、前年度より 486 万 3 千円の減額で、5,645 万 7 千円を計上しております。項 1 総務管理費は 3,141 万 4 千円を計上しております。項 2 徴収費は、353 万 5 千円を計上しております。項 3 介護認定審査会費は 2,073 万 3 千円を計上しております。286 ページをお開きください。項 4 趣旨普及費は 36 万 2 千円を計上しております。項 6 地域密着型サービス運営委員会費は 4 万 9 千円を計上しております。項 7 計画策定委員会費は 36 万 4 千円を計上しております。

款 2 保険給付費は、前年度より 808 万 5 千円の増額で、19 億 5,229 万 2 千円を計上しております。項 1 介護サービス等諸費は 17 億 1,112 万 3 千円を計上しております。290 ページをお開きください。項 2 介護予防サービス等諸費は 1 億 2,667 万 3 千円を計上しております。292 ページをお開きください。項 3 その他諸費は 228 万 4 千円を計上しております。294 ページをお開きください。項 4 高額介護サービス等費は 3,197 万 8 千円を計上しております。項 5 高額医療合算介護サービス等費は、415 万円を計上しております。296 ページをお開きください。項 6 市町村特別給付費は、前年度と同額、存目 1 千円を計上しております。項 7 特定入所者介護サービス等費は 7,608 万 3 千円を計上しております。

298 ページをお開きください。

款 3 財政安定化基金拠出金は、前年度と同様、存目 1 千円を計上しております。

款 4 保健福祉事業費は、前年度より 303 万 8 千円の増額で、749 万 4 千円を計上しております。

款 5 地域支援事業費は、前年度より 53 万 8 千円の減額で、4,641 万 6 千円を計上しております。項 1 介護予防事業費は 1,774 万円を計上しております。300

ページをお開きください。項 2 包括的支援事業・任意事業費は、2,867 万 6 千円を計上しております。

款 6 基金積立金は、前年度より 20 万円の減額で、10 万円を計上しております。

款 7 公債費は、前年度と同額の 3 千円を計上しております。

款 8 諸支出金は、前年度と同額の 40 万 6 千円の計上をしております。項 1 償還金及び還付加算金は 40 万 4 千円を計上しております。302 ページをお開きください。項 2 延滞金、及び項 3 繰出金は、それぞれ存目 1 千円を計上しております。

款 9 予備費は、前年度と同額の 50 万円を計上しております。

以上が平成 26 年度の歳出予算でございます。

誠に簡単な提案説明ですが、平成 26 年度特別会計介護保険事業予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20 億 6,366 万 9 千円を計上いたしております。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 20 議案第 18 号 平成 26 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

住民課長 神原君。

住民課長（神原 宏一）

議案第 18 号 平成 26 年度 多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

予算書 309 ページをお願い致します。第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ 321,200 千円とするものでございます。前年度に比べ、2,420 千円、0.75%の減でございます。

第 2 条は、地方自治法 第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額を 50,000 千円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算 事項別明細書により、ご説明いたします。

まず、歳入についてでございます。

316 ページをお願いします。

款 1 後期高齢者医療保険料は、前年度より 1,500 千円減の 247,800 千円の計上でございます。内訳は、目 1 特別徴収保険料 168,200 千円、目 2 普通徴収保険料 79,600 千円でございます。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、督促手数料 10 千円の計上でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、前年度より 1,169 千円減の 72,065 千円の計上でございます。内訳は、目 1 事務費繰入金 17,062 千円、目 2 保険基盤安定

繰入金 55,003 千円でございます。

款 4 諸収入は、前年度より 249 千円増の 1,324 千円の計上でございます。内訳は、項 1 延滞金、加算金及び過料 2 千円、項 2 償還金及び還付加算金 950 千円、項 3 預金利子存目 1 千円、項 5 雑入 371 千円でございます。

款 6 項 1 繰越金は、存目 1 千円の計上でございます。

以上により、歳入合計を 321,200 千円とするものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

318 ページをお願いします。

款 1 総務費は、前年度より 479 千円減の 4,411 千円の計上でございます。項 1 総務管理費は 3,551 千円、項 2 徴収費は 860 千円の計上でございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度より 1,941 千円減の 315,739 千円の計上でございます。

款 3 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金は、前年度と同額の 950 千円の計上でございます。

款 4 項 1 予備費は、前年度と同額の 100 千円の計上でございます。

以上により、歳出合計 321,200 千円を計上し、歳入歳出予算の総額 321,200 千円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 18 号 平成 26 年度 多度津町特別会計後期高齢者医療予算についての提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 21 議案第 19 号 平成 26 年度多度津町水道事業会計予算についてを、議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

上下水道課長 河田君。

上下水道課長（河田 数明）

議案第 19 号平成 26 年度多度津町水道事業会計予算について提案説明を申し上げます。

地方公営企業会計に基づきまして、水道事業予定損益計算書、予定貸借対照表及び予定キャッシュ・フロー計算書は、消費税抜き、その他は、消費税込みとなっております。

なお、平成 26 年度予算書から、地方公営企業法及び同施行令並びに同施行規則の改正に伴う、新地方公営企業会計制度に基づいて、作成しております。予算書 1 ページをお開きください。

第 2 条業務の予定量と致しまして、(1)月平均給水栓数は、1 万 456 栓で、前年

度に対しまして 27 栓増となる予定でございます。

(2)年間配水量は、341 万立方メートルで、前年度に対しまして、6 万立方メートル減となる予定でございます。

年間配水量減の主な要因と致しまして、企業など大口需要家の使用水量の減少が見込まれるとともに、一般家庭での節水意識の定着による減量が予想されるためでございます。

それに伴い、(3)1 日平均配水量は、9 千 342 立方メートルで、前年度に対しまして、165 立方メートル減となる予定でございます。

(4)主要な建設改良事業の配水設備工事費と致しまして、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事、消防庁舎新築工事に係る配水管新設工事などで、1 億 9 千 315 万 1 千円を計上いたしております。次に第 3 条収益的収入及び支出でございます。

収入の部、第 1 款水道事業収益と致しまして、7 億 8 千 548 万円を計上いたしております。これは、前年度に対しまして、9.9%、7 千 77 万 9 千円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第 1 項営業収益は、7 億 504 万 7 千円を計上し、前年度に対しまして、782 万 5 千円の増額となる予定でございます。

これは、年間配水量の減少が見込まれる中、消費税率引き上げに伴う収入増を予定しているためでございます。

第 2 項営業外収益は、8 千 43 万 3 千円を計上し、前年度に対しまして、6 千 295 万 5 千円の増額となる予定でございます。

これは主に、固定資産財源調査の結果、固定資産の取得に係る補助金等の戻入分を収入として計上しているためでございます。

次に、支出の部でございます。

第 1 款水道事業費用と致しまして、7 億 7 千 84 万 3 千円を計上いたしております。これは、前年度に対しまして 8.9%、6 千 268 万 6 千円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第 1 項営業費用は、6 億 9 千 548 万 8 千円を計上し、前年度に対しまして、5 千 932 万 4 千円の増額となる予定でございます。

これは主に、みなし償却制度廃止に伴う減価償却費の増額によるものでございます。

第 2 項営業外費用は、6 千 852 万 2 千円を計上し、前年度に対しまして、136 万 8 千円の減額となる予定でございます。

第 3 項特別損失は、483 万 3 千円を計上し、前年度に対しまして、473 万円の増額となる予定でございます。

これは主に、過年度分の賞与及び法定福利費引当金を新たに計上したためでご

ざいます。

第4項予備費は、前年度と同額の200万円を計上いたしております。

なお、18ページから29ページにかけて収益的収入及び支出明細書を添付しておりますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

次に、第4条資本的収入及び支出でございます。

第1款資本的収入と致しまして、1億4千409万6千円を計上いたしております。これは、前年度に対しまして、51.1%、4千871万9千円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項企業債は、1億3千万円を計上し、前年度に対しまして、4千万円の増額となる予定でございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事に充てるためのものがございます。

第2項工事負担金は、1千409万6千円を計上し、前年度に対しまして、871万9千円の増額となる予定でございます。これは、消防庁舎新築工事に係る配水管新設工事及び消火栓新設・移設工事に充てるためのもので、一般会計からの繰入でございます。

次に、第1款資本的支出と致しまして、3億9千801万6千円を計上いたしております。これは、前年度に対しまして、4.1%、1千574万9千円の増額となる予定でございます。

内訳と致しまして、第1項建設改良費は、1億9千730万7千円を計上し、前年度に対しまして、1千58万9千円の増額となる予定でございます。

これは、配水管新設工事及び老朽配水管更新工事費、消防庁舎新築工事に係る配水管新設工事費、消火栓新設・移設工事費並びに量水器購入費でございます。

第2項企業債償還金は、2億70万9千円を計上し、前年度に対しまして、516万円の増額となる予定でございます。

以上の資本的収入及び資本的支出の予算計上によりまして、第4条に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億5千392万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千461万4千円、当年度損益勘定留保資金2億3千930万6千円で補てんする予定でございます。なお、30ページ、31ページに資本的収入及び支出明細書を添付しておりますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

次に、2ページをお開きください。

第5条、企業債でございますが、起債の目的は配水設備工事費で、限度額と致しまして、1億3千万円を計上いたしております。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金と致しまして、一時的な資本不足を補うために、限度額5

千万円を計上いたしております。

第7条は、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合につきまして、(1)営業費用と営業外費用との間において執行できることを定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費と致しまして、(1)職員給与費は、前年度とほぼ同額の、8千170万円を計上いたしております。また、水道事業管理者の、(2)交際費は、10万円を計上し、前年度に対しまして、15万円の減額となる予定でございます。

職員給与費につきましては、6ページから10ページに給与費明細書を添付してありますので、後ほどご覧頂きたいと思っております。

第9条、たな卸資産購入限度額と致しまして、531万2千円を計上し、前年度に対しまして92万4千円の減額となる予定でございます。

内訳と致しまして、営業費用の各目の材料費と材料売却原価の合計額に消費税を算入したものとなっております。

次に、5ページをお開きください。

これまでの多度津町水道事業会計資金計画に代わりまして、平成26年度より多度津町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書の作成が義務付けられております。これにより、資金繰りの状況や債務の返済能力が明示され、経営の健全性や経営危機等の判断が可能になるものと考えております。内容につきましては、後ほどご覧頂きたいと思っております。

次に、11ページをお開きください。

平成26年度多度津町水道事業予定損益計算書につきまして説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の予算計上によりまして、1. 営業収益は6億5千304万9千円、2. 営業費用は6億6千885万6千円ですので、営業損失は1千580万7千円の予定でございます。

3. 営業外収益は7千964万2千円、4. 営業外費用は5千703万3千円ですので、経常利益は680万2千円の予定でございます。5. 特別損失は483万3千円、6. 予備費は185万1千円ですので、当年度純利益は11万8千円の予定でございます。

また、前年度繰越利益剰余金は5億3千346万5千円、その他未処分利益剰余金変動額は3千612万7千円ですので、当年度未処分利益剰余金は5億6千971万円の予定でございます。

次に、12ページをお開きください。

平成26年度多度津町水道事業予定貸借対照表につきまして説明をさせていただきます。

資本的収入及び支出の予算計上によりまして、資産の部、1. 固定資産の(1)有形固定資産合計は70億9千146万円、固定資産合計も、70億9千146万円、2. 流動資産合計は5億5千287万4千円ですので、資産合計は76億4千433万4千円の予定でございます。

次に負債の部、3. 固定負債合計は30億2千585万8千円、4. 流動負債合計は2億8千891万3千円、5. 繰延収益合計は19億1千87万3千円ですので、負債合計は52億2千564万4千円の予定でございます。

資本の部、6. 資本金合計は17億9千990万3千円、7. 剰余金の(1)資本剰余金合計は2千69万6千円、(2)利益剰余金合計は5億9千809万1千円ですので、剰余金合計は6億1千878万7千円の予定でございます。

よって資本合計は24億1千869万円、負債・資本合計は76億4千433万4千円の予定でございます。

誠に簡単な説明でございますが、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第20号 多度津町道の路線認定についてを議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第20号 多度津町道の路線認定について提案説明をさせていただきます。

今回の新規認定3路線につきましては、香川県と多度津町及び丸亀市、坂出市、宇多津町との間で「さぬき浜街道の再編に伴う道路の移管に関する確認書」で確認された主要地方道丸亀詫間豊浜線部分のダブルウェイ区間の一部とルート変更による県道路線変更部分を多度津町道に移管するものであります。

資料として1ページの路線の移管内容、2ページは位置図、3ページは、認定箇所図でございます。番号①の認定路線名としては、町道419号線で、起点北鴨二丁目569番地1地先から終点栄町三丁目772番9地先までの延長890メートル、幅員33.0メートルから7.2メートルで、主要地方道丸亀詫間豊浜線の町道277号線交差点部分から県道多度津停車場道隆寺線交差点部分までの区間を町道認定するものです。

番号②の認定路線名は、町道420号線で、起点大字青木字宿地749番地1地先から終点京町479番22地先までの延長1,260メートル、幅員22.0メートルから4.5メートルでございます。この道路は、青木北山交差点より、京町キャッツ弁当店前の交差点までの一般県道山階多度津線の一部を町道認定するもの

でございます。

番号③の認定路線名は、町道 421 号線で、起点大字青木字宿地 768 番地 1 地先から終点大字西白方字宮ノ前 28 番地 3 地先までの延長 890 メートル、幅員 41.0 メートルから 7.5 メートルです。この道路は、青木北山交差点より浜街道宮の前交差点までの、主要地方道丸亀詫間豊浜線の一部を町道認定するものです。以上の内容のものを、道路法第 8 条第 2 項の規定によりまして、町道の路線認定について、議会の議決を求めるものでございます。

以上議案第 20 号、多度津町道の路線認定について、よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 23 議案第 21 号 工事請負変更契約の締結について（平成 25 年度多度津町消防庁舎移転造成工事）を議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第 21 号 工事請負変更契約の締結について提案説明をさせていただきます。

本件は、平成 26 年 1 月 8 日、四国土建株式会社多度津営業所所長 法兼 裕と 5,953 万 5 千円で契約し、発注いたしました平成 25 年度多度津町消防庁舎移転造成工事でございます。

変更内容についてご説明いたします。

当初、建築設計に際し 4 箇所ボーリング調査を行い、北東法面部に近い部分で岩らしき地層のデータが出ておりましたが、北側法面部を今回西側より掘削に入りましたところ、ほとんどの部分から岩が出土したため、掘削単価の内容変更及び、残土運搬費並びに処分費における変更増となりました。

当初は、普通残土を他工事に流用するため、サッカー場北側部分に仮置し経費削減を図るつもりでありましたが、掘削形状がまちまちの岩であるため、子供が登って遊ぶ可能性もあり、危険であるため早期処分の判断をいたしました。

総掘削量 1,900 m³のうち大型ブレーカー使用料が 1,250 m³程の変更となり、残土運搬処分費と併せての変更内容となっております。

件名 平成 25 年度 多度津町消防庁舎移転造成工事当初契約額 5,953 万 5 千円に変更契約金額として 1,027 万 9 千 500 円を増額しようとするものであります。参考までに、請負比率は、93.79%でございました。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は、処分に関する条例第 2 条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでござ

います。

以上簡単ではございますけれども、議案第 21 号、工事請負変更契約の締結について、よろしくご審議賜りますようお願いをして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本案については、本日、先議いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定いたしました。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと、認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第 21 号についてを、採決いたします。

本案は、原案の通り、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

ここで、お諮り致します。

提案理由の説明がなされました議案を、より慎重審議を期する為、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、議案第 1 号から議案第 19 号までの 19 議案につきまして、これを総務教育常任委員会に付託の上、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、19 議案を会期中の総務教育常任委員会に付託、審査することに決定を致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

これにて、散会を致します。

ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 25 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

平成 26 年 3 月 7 日
第 1 回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記

平成 26 年第 1 回多度津町議会定例会議事日程

3 月 7 日（金）午前 9 時開議

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 諸般の報告
 - (1) 議長報告
 - (2) 委員長報告
 - (3) 町長報告
- 日程第 4. 平成 26 年度施政方針について
- 日程第 5. 議案第 1 号 多度津町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（案）の制定について
- 日程第 6. 議案第 2 号 多度津町消防長及び消防署長の資格を定める条例（案）の制定について
- 日程第 7. 議案第 3 号 職員の看護休職に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 議案第 4 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 8. 議案第 5 号 多度津町公共用財産管理条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 9. 議案第 6 号 多度津町敬老祝金に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 10. 議案第 7 号 多度津町消防手数料に関する条例の一部を改正する条例（案）の制定について
- 日程第 11. 議案第 8 号 平成 25 年度多度津町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 12. 議案第 9 号 平成 25 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 3 号）について
- 日程第 13. 議案第 10 号 平成 25 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 3 号）について
- 日程第 14. 議案第 11 号 平成 25 年度多度津町特別会計介護保険補正予算（第 3 号）について
- 日程第 15. 議案第 12 号 平成 25 年度多度津町特別会計後期高齢者医療補正予算（第 1 号）について

- 日程第 16. 議案第 13 号 平成 26 年度多度津町一般会計予算について
- 日程第 17. 議案第 14 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険予算について
- 議案第 15 号 平成 26 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所
予算について
- 日程第 18. 議案第 16 号 平成 26 年度多度津町特別会計公共下水道予算について
- 日程第 19. 議案第 17 号 平成 26 年度多度津町特別会計介護保険事業予算について
- 日程第 20. 議案第 18 号 平成 26 年度多度津町特別会計後期高齢者医療予算について
- 日程第 21. 議案第 19 号 平成 26 年度多度津町水道事業会計予算について
- 日程第 22. 議案第 20 号 多度津町道の路線認定について
- 日程第 23. 議案第 21 号 工事請負変更契約の締結について
(平成 25 年度多度津町消防庁舎移転造成工事)